

フィリピン農村における制度的変化(Ⅱ)

——ラグナ州の両極分化型米作農村——*

菊池眞夫

一 序

- (一) 本稿の課題
- (二) 調査の方法
- 二 調査村落の概要
 - (一) 村の位置と成り立ち
 - (二) 人口・世帯形成とその職業構成
 - (三) 村の農業
 - (四) 土地所有
 - (五) 経営耕地規模別分布
- 三 小農の農地保有
 - (一) 小作形態の変化
 - (二) 耕地移動
 - 四 商業的大経営の成立とその構造
 - (一) 土地集積の過程
 - (二) 大経営の構造
 - 五 農業労働者と水稲作労働雇用
 - (一) 村の労働雇用関係
 - (二) 収穫労働制度の変化
 - 六 制度的変化の方向を規定する要因
 - 七 結語

一 序

東南アジアの他の多くの開発途上国の農村と同様、フィリピンの農村も、急激な人口増加、耕地フロンティアの消滅、灌漑発展、種子・肥料技術の急速な普及等、大きな変化を経験しつつある。これらの変化は、在来的農業を支えて来た既存の農村諸制度に大きな影響を与え、その変容を促さずにはおかない。農村におけるかかる制度的変

化は、実態としてどの様に進行しているか、また、それらの制度的変化を規定するメカニズムはいかなるものであろうか。

(一) 本稿の課題

我々は前稿で、フィリピン農村における制度的変化——特に農地保有制度と労働雇用制度の変化——の実態を明らかにすることを課題として、ラグナ州の一典型的米作農村で実施された実態調査の結果を報告し、あわせて、それらの変化を誘発した要因の分析を行った。⁽¹⁾ ここでは、大きな変化過程として、農地保有制度にあつては、伝統的な不在地主—分益小作という二層的な地主・小作関係が、又小作、あるいは又々小作を含む重層的なものに展開していく過程が、また労働雇用制度にあつては、收穫に自由に参加した労働者に收穫物の六分の一を收穫者シェア⁽²⁾現物賃金として支払う伝統的なフヌサン・システムが、六分の一という收穫者シェアは維持しつつも、不払い除草労働を追加的に提供した労働者のみに排他的に收穫権を与えるガマ・システムという新しい制度に置換されていく過程が観察された。

そして、それらの変化を誘発した要因は、それぞれの制度をめぐって生じた経済的不均衡にあることが明らかにされた。即ち、農地保有制度の重層化を惹起した要因は、限られた耕地に対する人口圧力の増大により騰貴した経済的地代⁽²⁾土地の機能的分配分と、農地改革をはじめとする社会的な制約により硬直的な現実支払地代との間に生じた乖離にあり、その存在が定額小作農をして、自らを中間地主化し、中間地代を收取させるインセンティブとして作用した。また、收穫労働制度の変化は、一方における人口増加に伴う労働供給の増大と、他方における灌漑改

善、種子・肥料技術の導入による土地生産性の増大とによって創出された、現実支払賃金と労働の限界生産力の乖離によって誘発された。ガマ・システムにおける不払い除草労働は、フヌサン・システムにおける收穫物の六分の一という現物賃金と收穫労働の限界生産力との乖離を縮小し、解消させるものであった。いずれの場合も、制度的変化は、その制度をめぐって生じた経済的不均衡を解消させる方向で起こった。

これらの制度的変化は、前稿で報告された村（以下P村と呼ぶ）だけでなく、ラグナ州の水田地帯で一般的に観察されるものである⁽³⁾。

しかし、同一の要因によって誘発される制度的変化の方向は単一ではなく、多様でありうる。例えば、收穫者シェアと労働の限界生産力との間に生じた乖離は、不払い除草労働を收穫労働に追加することによってだけでなく、より端的に收穫者シェアの刈分比率を引き下げること、あるいは賃金支払い形態を收穫者シェアによる現物賃金から日雇い現金賃金に変更することによっても解消しうる。また、経済的地代と支払地代の差は、中間地主化した小作農によって中間地代として明示的に收取されるだけでなく、小作農の混合所得の増大としても稼得されうる。そして、この乖離の増大は、企業的農家をして自己の経営規模を拡大し、雇用労働を多用しつつ、積極的に地代部分を自己の所得として実現していこうとするインセンティブとしても作用しうるであろう。

一方において、限られた耕地に対して急速に増加する人口は、農村において、土地なし農業労働者層の急増を余儀なくさせており、その堆積は実質賃金率低下への強い圧力となっている。他方において、農地改革の存在は、支払地代を騰貴する経済的地代に調整することを困難にしている。この様な与件変動は、一部の企業的農家にとって、経営規模拡大を指向する刺激となるであろうし、また、そうすることの条件を整えるものであろう。即ち、進行し

つつある基本的な経済的与件変動は、村落構造を、一方における少数の企業的大経営層と、他方における多数の農業労働者層へと転化させていく両極分化の方向と矛盾するものではない。

しかし、P村の場合、過去二〇年間における経営耕地規模別分布の変化は大規模経営拡大の傾向を示すものではなく、逆に、平均規模およびそれ以下の小農の激増が観察された。⁽⁴⁾ ガマ・システムは、ある特定の田の除草を行った労働者にその田の排他的收穫権を与え、一定の刈分比率で現物賃金を支払う、というものであるが、これは除草作業と收穫作業のみについての部分的分益小作という性格を持っている。P村におけるこのシステムの普及は、人口増加の結果村内に生み出され増加してきた農業労働者層をも一種又小作的なものとして重層的な農地保有制度の中に包摂するものであったことを示している。⁽⁵⁾

かくて、人口の急増、新技術の普及という大きな与件変動に対する、P村に代表されるラグナ州水田地帯の農村における制度的変化は、フィリピンの農村に伝統的に存在すると指摘されてきた「レシプロシティ」、あるいは「貧困の共有」という枠組みを大きく逸脱するものではなかったといえよう。⁽⁶⁾

しかし、例外的にはあるが、耕作権の購入等の手段による土地集積により経営規模を飛躍的に拡大し、大量の農業労働者を雇用することにより、商業的稲作大農場を経営している農家が、同じラグナ州の水田地帯に存在している。本稿では、このような商業的大経営が存在する村を取り上げ、そこでの実態調査の結果を報告したい。本稿の主要な課題は、両極分化が進行している米作農村の実態——農地保有制度と労働雇用制度を中心とする制度的変化の実態と、稲作大経営の経営実態——を明らかにし、それを通して、かかる両極分化をもたらす条件について若干の考察をなすことにある。いうまでもなく、この条件を明らかにすることは、同様の経済的与件変動の下にありな

がら、両極分化が必ずしも進行していない他のより一般的な農村における制度的変化を規定している条件を明らかにすることにつながるものである。

(二) 調査の方法

調査の方法としては、前稿P村の場合とほぼ同じ方法を本稿の村(以下S村と呼ぶ)においても適用した。即ち、主たる調査は、前以つて準備された質問表に基づき、村内に居住する全世帯に対する面接調査として実施された。同時にS村内およびその隣村(以下T村と呼ぶ)に存在する商業的大農に対しては、別途数回に及ぶ面接調査を行い、さらに、これらの大経営に恒常的に雇用されている農場マネージャー(エンカルガドあるいはカティワラと呼ばれる)等に対しても、前記質問表による面接調査以外に、必要に応じて聞き取りを行い、大経営の経営組織、経営内容に関する理解を深めることに努めた。

主たる調査は一九七七年九月から一〇月にかけて行われ、その期間村長の家に宿泊させてもらい、可能な限り面接調査の質問事項以外の基礎的情報について聞き取り・観察に当たった。⁽⁷⁾ 調査に当たって、歴史的な変化の過程を明らかにするため、調査時点での事実についてだけでなく、一〇年以前、即ち一九六七年に関しても、出来る限り情報を収集するよう努力した。⁽⁸⁾

* 本稿のもとになった調査は、国際稲研究所(International Rice Research Institute, Los Baños, Philippines)農業経済部の研究プロジェクトの一環として実施された。調査結果の一部は既に謄写印刷の英文論文として報告されている(Kikuchi *et al.* [11])。ここにかかる形で報告する機会を与えて頂いたことに対して、プロジェクト・リーダーである都立大学速水佑

次郎教授および国際稲研究所に深く感謝する。調査を実際に担当してくれた国際稲研究所農業経済部 Lirisa Banbo 夫人、Esther Bocani 嬢、Dolly Pals 夫人、フィリピン大学農学部 Nelly Fortuna 夫人および本論文の原稿に詳しく目を通して多くの貴重なコメントを頂いた石黒重明氏をはじめとする本所研究員の方々に謝意を表したい。

注(1) 菊池〔1〕。

(2) 経済的地代と支払地代との間の乖離の増大は、耕作権の売買事例を急増させ、その価格騰貴をもたらした要因でもあった(菊池〔1〕、五三―五七頁)。

(3) 収穫労働制度のフヌサン・システムからガマ・システムへの変化については、例えば、Barker and Cordova [9]。

(4) P 村の農家で、一九七六年末の調査時点で最も経営規模の大きいものは、八・二五ヘクタールを耕作する定額・分益小作農である。この農家は一九六六年には二ヘクタールを耕作する定額小作農であったが、それ以降、耕作権の購入により急激に保有耕地を拡大し、現在は八・五ヘクタールの耕作権を保有している。即ち、この期間に急速に経営規模を拡大したが、同時に、自らが耕作権を保有する定額小作地の一部〇・二五ヘクタールを他に又小作させ中間地主となるに至っている。

この農家の他には、この期間に経営地を集積して五ヘクタール以上層に上向したものは無く、逆に二戸の農家が、子弟への一部分与・又小作への貸与によって、五ヘクタール以上層から三―五ヘクタール未満層へ下向している(菊池〔1〕、二七頁、第11表参照)。

(5) ガマ・システムはあくまでも除草および収穫・脱穀作業についての労働雇用制度であり、又小作とみなしうるか否かは疑問である。前稿で明らかにされたように、P 村のガマ・システムにおいては、雇用する農家と雇用されるガマ労働者との関係が、土地を媒介にして固定的なものになる傾向が強い(菊池〔1〕、六五頁)。即ち、一度ガマ労働者としてある農家の特定の圃場の除草と収穫・脱穀作業に雇用されると、その雇用関係は、その特定の圃場に関して、五年、一〇年という長期間継続することが珍しくない。後述されるように、ガマ労働者による除草作業は農家の監督なしに行われるが、彼らは除草期になると、あたかも小作農が自己の小作地の耕起作業に出かけるように、自己のガマ請負地に除草に出る。除草・収穫・脱穀の各作業に用いられる主要な労働手段は回転除草器、鎌、竹製の脱穀台(hampasan)であるが、これらもガマ労働者によって所有されている場合が多い。またガマ労働者が、自らが収穫権を持つ耕地の除草・収穫・脱穀の各作業に

他の労働者を雇用することも極めて普通に行われている(菊池〔1〕、六六頁)。このように、P村におけるガマ労働者の実態は、農村において最も重要な生産手段である土地と特定の結びつけられており、それに対して一定の権利(claim)を持つものとなっている。それは少なくとも両極分化における純然たる労働者化という方向とは異なっており、ここでは、その点に注目するため、ガマ・システムを地主―小作―又小作という土地保有に関する階梯の末端に位置づけ、又小作的なものと表現した。

- (6) フィリピン農村におけるレシブロシティ―あるいは貧困の共有については、高橋〔2〕、Hollnsteiner〔6〕、Lynch〔12〕等。

- (7) 今回のS村の場合、村長の家に調査のベースを置くか、後述される小作大農の家にそれを置くかは一つの選択であった。前稿でも触れたように(菊池〔1〕、七頁)、一般的にいうて、フィリピンのバリオおよびバリオ・キャプテンが行政機構の末端として、村民の生活上に及ぼす影響は大きくないが、S村の場合その程度は、あらゆる局面における大経営農家の圧倒的存在に影響され、さらに弱いものとなっている。村民達から正確な情報を得る上で、大農のかかる大きな影響力とは極力一定の距離を置く方が良いと判断し、村長の家を調査のベースとして選択した。

- (8) 現時点での調査は、家族人員、土地保有等に関しては一九七七年九月現在を調査対象時点とし、稲作生産に関しては一九七六―七七年乾期作を主たる調査対象としている。

二 調査村落の概要

(一) 村の位置と成り立ち

S村は、マニラ南東部にあるフィリピン最大の湖ラグナ湖沿岸に位置する。

ラグナ湖南岸から東岸にかけての沿岸平野部は広大な水田地帯が広がるラグナ州の穀倉地帯である。この地域は、地形的に水の利用可能性が高いこと、湖の舟運によって大消費地たるマニラ地域と結ばれていたこと等により、古くから水田開発が進んだ地域で、ブラカン州、パンパンガ州のマニラ湾沿岸平野部と共に、この国で最も古い穀倉

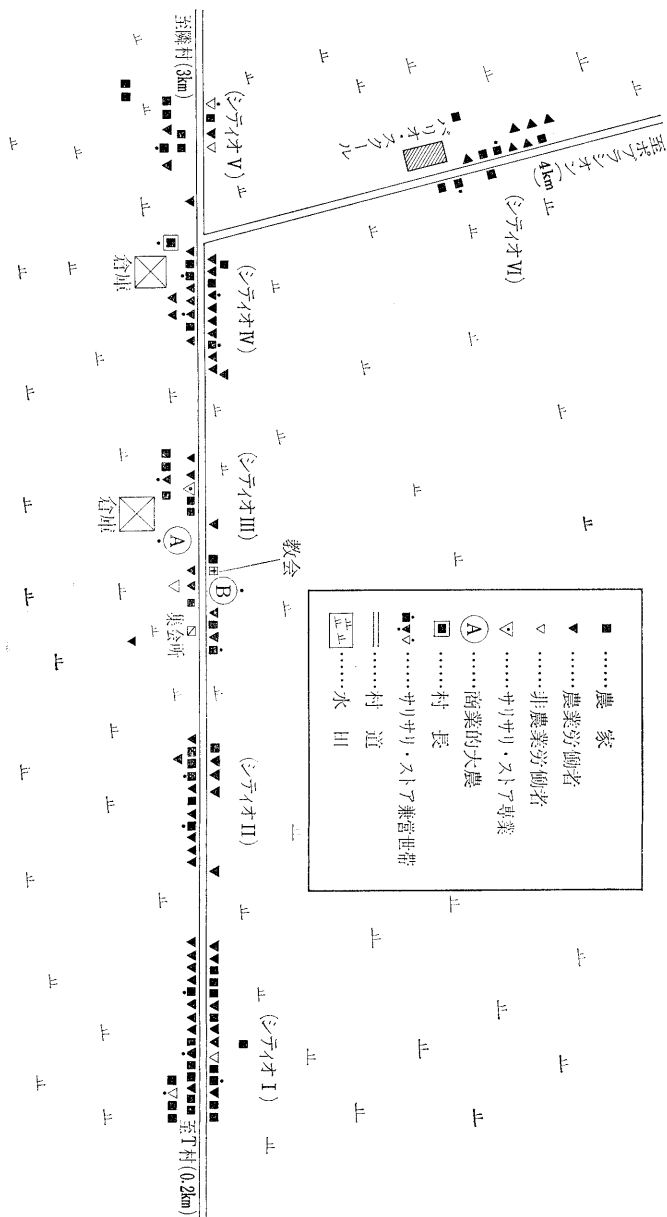
地帯を形成してきた。現在もラグナ州を中心とする南タガログ地域は、中部ルソン地域に次ぐフィリピン第二の穀倉地帯であり、その中でも特にラグナ湖沿岸地帯は国内で最も生産性の高い稲作地帯を成している。

S村の属する町 (municipality) の市街部 (poblacion) の歴史も古く、スペイン統治初期にまでさかのぼるものであるが、その中でS村は、隣のT村と共に、最も新しく、一九三〇年代以降に成立した村である。元来、この地域一帯の土地所有は、スペイン王によるスペイン人貴族への土地下賜にその起源を持つ。現在S村、T村となっている地域も、町の市街部と共に、あるスペイン人貴族に与えられた広大な下賜地に含まれていたが、前世紀末から今世紀初頭にかけて、ジャングルあるいは荒蕪地のまま、数人のフィリピン地主、中国人メスチーソ地主の手に移った。そしてこれらの地主により、一九三〇年前後からジャングルの伐開、灌漑施設の工事が行われ、水田へと開発された。水田開発が他に比べて遅かったのは、この地域がラグナ湖に面した低湿地帯であり、その開発には土地基盤整備等一定の資本を要する組織的活動が必要とされたためであろう。この様な地主に主導された組織的な水田開発により、S村に二つ、T村に一つのハシエンダ (hacienda)⁽⁹⁾ が生まれ、ジャングルの伐開等開発に動員された労働者が、これらの地主の分益小作農として定着することにより村が成立した⁽¹⁰⁾。

ジャングルないし荒蕪地の水田化は一九四〇年代末までに終わり、村内の耕地フロンティアは一九五〇年代初めまでに消滅した⁽¹¹⁾。

S村は、T村と共に、町域の中で最も市街部から遠いラグナ湖寄りに位置している。村の中心部から町のポブラシオン (市街部) までは、粗末な村道で約四キロ、T村を経て隣のポブラシオンへも同じく約四キロあり、村は国道および市街地から水田地帯で隔離され孤立した形で存在している。村民が市街地あるいは国道まで出るために

第1図 S村集落略図(1977年9月現在)



は、かなりの距離を徒歩か、トライシクル（サイドカー付モータキャブ）を利用する以外にない。

村民の住居は村の中心部を貫いて直線的に伸びる細い村道に沿って細長く建ち並んでいるが、村の全戸が一集落を成すのではなく、それぞれ二〇戸前後から成る六つの集落（シテリオ sitio と呼ばれる）によって村が形成されている（第一図）。これらの集落間の距離は、近いもので百メートル弱、遠いもので数百メートルある。村を遠くから眺めると、水田の大きな海原の中にこれらの集落が点々と小さな島を連ねたように見える。そして、この連なりは隣村T村のシテリオを含めて続いていく。

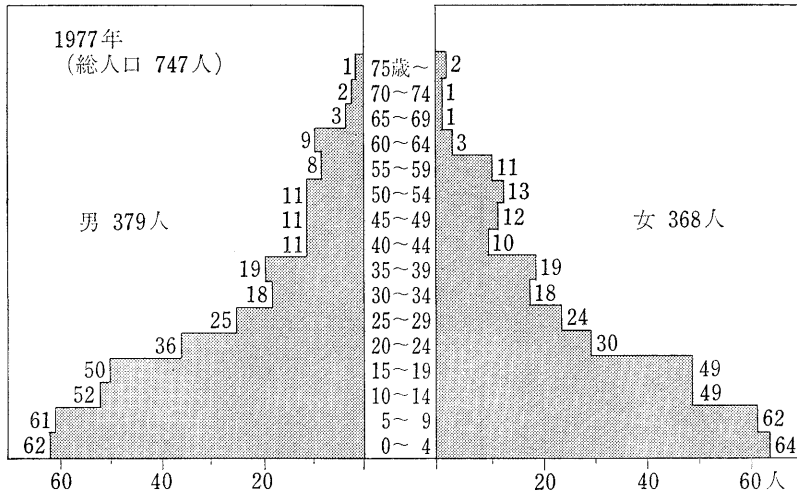
村にはまだ電灯線が引かれていないが、その点を除けば、村民の住居も、また周囲の水田の状態も、前稿P村のそれと差異は無く、外観的に両者の性格の違いを指摘することは難しい。ただ、S村には、P村あるいは他のラグナ州の一般的農村には見られない大きな倉庫が二棟あるのが目立つ。これらの倉庫は共にその前にテニス・コートよりも広いコンクリートのたたきを持ち、さらに、その一つは、同一敷地内に瀟洒なレスト・ハウスを附属させている。⁽¹²⁾これらはそれぞれのハシエンダに所属するもので、この村がハシエンダ・バリオ（大不在地主制農場が存在する村）であることを外面的に物語っている。

(二) 人口・世帯形成とその職業構成

一九七七年九月の調査時点において、S村の総人口は七四七人、世帯数は一二四戸であった。

一九六〇年の人口センサス以降一七一年間に村の人口は八二%、年率にして三・六%の成長率で増加した。極めて高い人口成長率と言わねばならない。しかし、同じ期間に町全体の人口もほぼ同率の増加を示しており、この村の

第2図 村の人口ピラミッド



人口増加率の高さは、必ずしもその歴史の新しさだけにあるのではないようである。第二図は一九七七年の村の人口ピラミッドである。ピラミッドの裾野が大きく広がっており、極めて高い出生率と、今後の人口再生産への強い圧力の存在が示されている。

村内の現住世帯数は一二四戸であるが、これらの世帯は村外からの転入によって形成されたか、村内で両親から独立することによって形成されたかのどちらかである。この村の場合その歴史の新しさを反映して、五割以上が村外からの転入によって形成された世帯である。第1表はこれらの世帯を入村年代別、先住地別に見たものである。村外からの転入世帯は六五戸にのぼる。一九四五以前に入村し、今も現存している世帯は八世帯であるが、その先住地と、入村第二・第三世代の両親・祖父母の先住地から、この村が戦前の段階で、ラグナ州各地からの入植者を中心として形成されたことが分る。戦後の入村者もラグナ州内の出身者が多いが、州外からの転入者もふえている。州外からの

第1表 入村年代別、先住地別世帯数

(単位：戸)

入村年代 先住地	転入世帯 (入村第一世代)				独立世帯 ¹⁾		
	～1945年	1946～59	1960～	計	入村第二 世代 ²⁾	入村第三 世代 ³⁾	計
町内他村	2	8	6	16	11		11
その他ラグナ州内	5	8	11	24	29	12	41
マニラ市		1	1	2			
バタンガス州		2	2	4			
リサール州			2	2			
ケソン州			3	3			
カビテ州			1	1			
バンバンガ州		3	3	6	3		3
タルラック州					1		1
ラ・ウニオン州	1			1	2		2
ビコール地域		2		2			
ビサヤ地域			1	1			
不明		2	1	3	1		1
計	8	26	31	65	47	12	59

注. 1) 村内で親から独立した世帯。

2) 両親の代に入村したもの、先住地は両親のもの。

3) 祖父母の代に入村したもの、先住地は祖父母のもの。

転入者の先住地も、南はビサヤ地域から北はラ・ウニオン州まで、多様性に富んでいることが注目されよう。ラグナ州内の出身者も州内各地から集まっております⁽¹³⁾、出身地を異にする多くの転入世帯によって村が構成されている点がこの村の一つの特徴となっている。

村内で親から独立した世帯は五九戸であるが、これらのうち親の世代に入植した入村第二世代が四七戸、祖父母の代に入植した入村第三世代が一戸となっており、入村第四世代はまだ出現していない。

一二四世帯のうち、なんらかの形で耕作すべき水田を保有しているものは五五戸で、残り六九戸は土地なし労働者世帯である。非農家率が五六%と非常に高くなっているのが特徴的である。

村の世帯を転入・独立時期別、世帯類型別に見たものが第2表である。一九五〇年代までは、村

第2表 転入・独立時期別、類型別世帯数

(単位：戸)

	転 入			独 立			計
	農 家	非農家	計	農 家	非農家	計	
～1939年	6 4	0 2	6	2 2	0 0	2	8
1940～49	8 3	1 6	9	9 8	2 3	11	20
1950～59	13 13	6 6	19	3 7	9 5	12	31
1960～69	3 5	9 7	12	5 8	12 9	17	29
1970～77	1 2	18 17	19	2 3	15 14	17	36
計	31 27	34 38	65	21 28	38 31	59	124

注. 上段の数字は、転入時、あるいは独立時の世帯類型、下段は調査時点の世帯類型。

外から転入してきた世帯は主として農家として形成されているが、それ以降は非農家Ⅱ土地なし労働者世帯として転入するものが急増しており、村内における耕地フロンティアの消滅と対応している。一九五〇年代までに農家として入村したものの多くは卒家入村によるものであり、自ら荒蕪地の水田化に参加し、小作農となったものであるが、一九六〇年代以降の入村は、結婚を契機とし、土地なし農業労働者世帯として形成されるものが多くなっている。

村内で両親から独立することによって形成された世帯でも、一九五〇年代以降非農家世帯として形成されるものが急増しており、未墾地の消尽と人口の急増により、耕地の希少性が増大してきていることを示唆している。

第2表で非農家世帯として分類されているものの多くは、水稻作に雇用されることによって得られる農業賃金を主たる所得源泉とする農業労働者世帯である。六九戸の非農家世帯のうち五三戸は、農業労働者を主たる職業として挙げている(第3表)。他の一六戸はその他の職業を主業として挙げており、その多様

第3表 村の世帯の職業構成

(単位：戸)

	主 業 ¹⁾	副 業 ²⁾	
		農 家	非農家
農 家	55		
農業労働者	53	26	10
カティワラ・カビシリヤ	1	3	4
灌漑水路番	1		2
倉庫番			2
ブック・キーパー			1
あひる飼ひ	2	5	3
サリサリ・ストア	1	14	5
籾仲買		3	1
行 商	1	1	1
焼畑農			2
漁 業			1
トライシクル	1	1	
ジブニー		1	
修理屋	1		
大工・建設労働者	4		2
工場労働者・季節工	1	1	1
職人(靴・パン・木彫・園芸)	2		2
会社員	1		
教 師			1
計	124	55	38

注. 1) 水田を耕作している世帯は総て農家としている。それ以外の世帯についての主業は、調査者に対する解答に従っている。

2) 世帯主の副業あるいはその配偶者の主・副業である。子弟のものは含まない。1戸で2つ以上の副業を持つ場合、その都度カウントしている。

性が著しいが、しかし、これら一六戸のうち農業労働者として水稻作に雇用されることの全くない世帯は、あひる飼ひ主業、サリサリ・ストア主業、工場労働者主業、会社員主業各一戸ずつ、大工・建設労働者主業二戸の計六戸であり、他の一〇戸は総て農業労働者を副業として(14)いる。即ち、非農家世帯六九戸のうち六三戸までは農業雇用労働に従事している。

この村の職業構成の特徴は、主たる職業のバラエティーの豊富さだけでなく、副業の多様性にも表われている。特に、商業的大農の存在との関連で、それらに雇用されているカティワラ、カビシリヤ、⁽¹⁵⁾灌漑水路番、倉庫番、大農の帳簿を管理する秘書（ブック・キーパー）等の存在が注目される。

次に目につくのは、一軒の専業世帯も含めて、二〇世帯がサリサリ・ストアを経営していることである。村の世帯六戸につき一戸の割合である。フィリピン農村のサリサリ・ストアは、煙草・食料品等簡単な日用品を並べただけの極めて零細なもので、どの村に行っても目につくものであるが、それにしても、この村におけるその密度は異常に高いものである。⁽¹⁶⁾これは、田植期、収穫期の農繁期に、周辺の村から商業的大農に雇用される大量の農業労働者が流入することによると思われる。二〇軒の中には、こうした農繁期にだけ開店するものも多く、それらのサリ・ストアは、ハシエンダの倉庫が存在する二つのシティオに集中しており、店の密度もこれらのシティオで最も高くなっている（前出第一図）。

田植期・収穫期は二期作であるから併せて年に四回あり、これらの農繁期を中心にして大量の農業労働者が外部からこの村に流入する訳であるが、逆に村民が村外に出稼ぎに出る例も多く、年間を通じて人の出入りが極めて激しい。

建設労働者、工場労働者、職人、行商、会社員等の雇用に従事する者の多くは、マニラを中心とする都市部への出稼ぎであり、週末だけ、あるいは月に一、二度村へ帰ってくる、という出稼ぎ形態をとるものが多い。また、この村のあひる飼いは、P村の様に村内で飼われるものだけでなく、移動飼いによるものが多い。これは、稲刈跡を追ってあひるを連れて移動しながら飼うものであるが、その移動範囲は、実にビコール地域からカガヤン地域まで、

ルソン全土にまたがっている。

また、農業労働者で焼畑農 (kaingin) を副業にしているものが二戸ある。村内の可耕地は既述のように水田として開発され尽しており、畑地は宅地部に僅かに残されているだけで、焼畑の余地は全く無い⁽¹⁷⁾。これらの農業労働者も、農閑期に家を挙げて州内の山岳部に移動し、焼畑を行っているものである⁽¹⁸⁾。

この様な、村民の主業・副業の多様性は、一方における圧倒的存在としての少数の商業的大経営の対極として生み出された多数の零細規模小農・農業労働者層が、村内の農業に依存するだけでなく、所得確保のため、他の雑多な村外就業機会を追求せざるを得ないことの表われであろう。すぐ後に見るように、農業労働者の雇用機会として、村の水稲作は大きな比重を占めており、その重要度はP村のそれとほぼ同じ水準にある⁽¹⁹⁾。しかし、それを補完する主要な雇用機会が、P村の場合には、居住地周辺の空地を利用した自営副業的あひる飼養であり、雇用の村内完結性が高いのに対し、この村の場合、それが村外に求められている⁽²⁰⁾。

(三) 村の農業

既に見たように、村民の職業は極めて多様であるが、一二四戸中一一八戸までは、水稲作を自営するか、あるいは農業労働者としてそれに雇用されるものであり、村の産業として水稲作は殆どモノカルチュアといってよい圧倒的な比重を持っている。

村の農業における水稲作の重要性は、村民の源泉別所得を見ることによって確認しうる(第4表)。商業的大農二戸を除く村内の平均で、七割強の所得が水稲作の自営か、それからの雇用労賃によって構成されている⁽²¹⁾。この表の

第4表 源泉別世帯平均所得（1977年）

	平 均	農 家 ¹⁾	農業労働者 ²⁾
	ペソ (%)	ペソ (%)	ペソ (%)
農業自営			
水 稲 作	2,028 (40)	4,447 (67)	—
そ の 他	466 (9)	506 (7)	433 (12)
計	2,494 (49)	4,953 (74)	433 (12)
非農業自営	330 (7)	460 (7)	221 (6)
賃 金			
農 業 賃 金	1,546 (31)	848 (13)	2,132 (59)
非農業賃金	645 (13)	415 (6)	838 (23)
計	2,191 (44)	1,263 (19)	2,970 (82)
合 計	5,015 (100)	6,676 (100)	3,624 (100)
1人当たり所得(ペソ)	844	1,073	635

注. 1) 商業的大経営農家2戸を除く.

2) 非農業労働者世帯6戸を含む.

農業労働者は非農業労働者六戸を含む土地なし労働者世帯についての平均であるが、その所得の六割は水稻作に雇用されることによつて稼得されている。水稻作以外の農業自営には、あひる・豚等の家禽・家畜の飼養、宅地周辺の空地を利用した野菜栽培などがあるが、その多くは自給的なもので、所得源泉としてのウエイトは低い。⁽²²⁾

村内の農家が耕作する水田総面積は約二〇〇ヘクタールである。これらの水田は、一九三〇年代に二人の地主によつて建設されたプライベート・ダムによつて灌漑されており、その総てで二期作が可能である。⁽²³⁾

村のヘクタール当たり平均水稻収量は、一九七六年雨期作で六二・五カバン、七七年乾期作で八八・二カバンであった（第5表）。これらの平均収量は、フィリピン全体、あるいは南タガログ地域の平均収量と比較してかなり高く、この地域の水田地帯の生産性の高さを示している。

しかし、村の水田は一部ラグナ湖に面しており、湖面との標高差が小さく、特に湖面が上昇する雨期には、冠水状

第5表 ヘクタール当たり水稻収量水準別
農家数および平均収量（粳米ターム）

（単位：戸）

	1967年		1976年	1977年
	雨期作	乾期作	雨期作	乾期作
20カバン未満 ¹⁾	0	0	7	0
20～40	15	4	6	1
40～60	12	11	12	7
60～80	7	12	17	6
80～100	2	7	8	25
100～120	0	2	3	8
120～140	0	0	1	6
140カバン以上	0	0	0	2
平均(カバン)	45.6	62.5	62.5	88.2

注. 1) 1カバンの平均重量は約 44kg である。

態になり易く、また泥濘に腰までもぐる深田も多い。そのため、雨期作と乾期作の収量差が、約四〇%と大きく、また、雨期作の収量は、年々ないし農家間での差異が大きく、不安定なものとなっている。⁽²⁴⁾

一九六〇年代後半以降、この村の水稻作が経験した大きな変化として特筆しなければならないことは、改良品種の導入を基軸とする、いわゆる種子・肥料技術の急速な普及・定着である。一九六七年には改良品種を作付けた農家は皆無であったが、現在には総ての農家が作付けており、在来品種は、僅かの糯米を除いて、全く新品種に置き換えられている。現在の主要作付け品種は、IR 26、IR 32、IR 36等の、国際稲研究所によって開発された新しい品種である。

改良品種の普及は、それに附随して、肥料・農薬投入の増大、正条植、集約的除草、ダボググ法と呼ばれる新しい乾式苗代法等、新しい農業技術の定着を招いた。⁽²⁵⁾ これらの技術変化の結果、ヘクタール当たり平均水稻収量は、雨期作、乾期作とも、約四〇%の増加をみた。

水稻作におけるもう一つの技術変化は、動力耕耘機（ハンド・トラクター）の普及である。この地域は元来低湿地帯であり、底の深い湿田が多く、泥濘のため、特に雨期のカラバオ（水牛）による耕耘は困難を極める。一九六

第6表 村内に水田を所有する地主の分布 (1977年)

	地 主 数	所 有 面 積	1地主当たり 所 有 面 積
	人 (%)	ha (%)	ha
地主居住地別分布			
村 内	1 (3)	3.0 (1)	3.0
町 内	0 (-)	- (-)	-
ラグナ州内	9 (29)	16.4 (8)	1.8
バタンガス州	11 (36)	43.2 (21)	3.9
ケソン州	1 (3)	5.5 (3)	5.5
マニラ市	9 (29)	140.4 (67)	15.6
計	31 (100)	208.5 (100)	6.7
所有規模別分布 ¹⁾			
～ 1 ha	4 (13)	2.0 (1)	0.5
1 ～ 2.9	15 (48)	25.3 (12)	1.7
3 ～ 6.9	7 (23)	26.9 (13)	3.8
7 ha～	5 (16)	154.3 (74)	30.9
計	31 (100)	208.5 (100)	6.7

注. 1) 村内農家が耕作している水田のみについての所有規模である。

○年代中頃以降、フロート付きの動力耕耘機が導入された。これは、雨期の耕起・整地作業を容易にすることもあって、急速に普及した。現在村には二四台の動力耕耘機があり、村の農家は、水田の耕起・整地作業には、自家所有の耕耘機を用いるか、その賃耕に全面的に依存している。カラバオは、現在村内で二頭しか飼養されておらず、水田周辺部の耕起作業に僅かに利用されるだけとなっている。

(四) 土地所有

S村内には既述のように約二〇〇ヘクタールの水田があるが、これらは三一人の地主によって所有されている(第6表)。村内に居住する地主は一人、それも僅か三ヘクタールを所有するだけであり、他の九九%の水田は不在地主によって所有されている。不在地主制は、フィリピンの農村において普遍的に見られるものであるが、この村の場合、ハシエンダ・バリオとして

成立したという歴史によって、それが一層強調されている。村内地主による土地所有は、一九七五年に村外地主から所有権を購入したもので、それ以前の段階では、村内の水田は一〇〇%不在地主によって所有されていた。⁽²⁶⁾

この村は、元来二人の地主のハシエンダとして成立したものであり、現在の三一人という地主数は、これらのハシエンダが、親族によって分割相続されたり、第三者に有償譲渡されたりしてきたことを示すものである。しかし、居住地別、規模別土地所有分布の大きな片寄り、未だにハシエンダの特徴を強く残している。マニラ市に居住する九人の地主が、全水田の六七%を所有しており、また七ヘクタール以上を所有する僅か五人の地主によって、実に七四%の水田が所有されている。二大地主ファミリーの所有地を合計すると一六三ヘクタールに達し、これは村内水田の八割を占めている。

この様なハシエンダ的土地所有形態は、前稿P村の場合の、同じ町のポブラシオンに居住する多くの在郷地主による零細分散的土地所有と比べて、非常に対照的である。⁽²⁷⁾

(五) 経営耕地規模別分布

土地所有分布と同様、経営耕地規模別分布も大きく片寄っている(第7表)。一九七七年の分布を見ると、全農家の九五%を占める五ヘクタール以下の小農が、三五%の水田を耕作しているのに対し、一〇ヘクタール以上の僅か三戸の大農が六五%の水田を経営している。

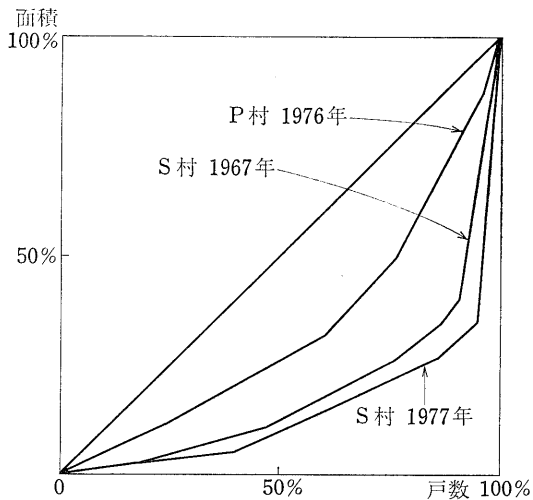
分布の不平等は、一九六七年に既に存在していたが、その程度はこの一〇年間に一層悪化した。第三図は第7表の分布をローレンツ曲線で示したものである。弓形の部分と四五度線の下の部分との面積比として計算されるジニ

第7表 農家戸数・水田面積の経営耕地規模別分布

	1967年		1977年	
	農家戸数	水田面積	農家戸数	水田面積
	戸 (%)	ha (%)	戸 (%)	ha (%)
1ha未満	7 (16)	4.2 (2)	22 (39)	11.2 (5)
1～1.9	14 (31)	17.7 (9)	15 (27)	20.1 (10)
2～2.9	13 (29)	28.7 (15)	11 (20)	24.7 (12)
3～4.9	5 (11)	16.0 (9)	5 (9)	17.5 (8)
5～9.9	2 (4)	10.0 (5)	0 (0)	0 (0)
10ha以上	4 ¹⁾ (9)	115.0 (60)	3 ²⁾ (5)	135.0 (65)
計	45 (100)	191.6 (100)	56 (100)	208.5 (100)
1 農家当たり 平均経営規模 (ha)				
小農 ³⁾	1.9		1.4	
大農 ⁴⁾	28.8		45.0	

- 注. 1) 地主直営地 2 件を含む.
 2) 地主直営地 1 件を含む.
 3) 10ha 未満.
 4) 10ha 以上.

第3図 S村：経営耕地分布の不平等度（1967・1977年）



係数で測って、不平等度は一九六七年の〇・六九から七七年の〇・七一へと増大している。⁽²⁸⁾

一九六七年から七七年への変化で特に注目されることは、六七年には農家数にして全体の七五%を占めていた一ヘクタール以上ないし一〇ヘクタール未満の各層の比重が、おしなべて低下し、最下層の一ヘクタール未満の零細農の比重が、全農家数の四割へ、大きく増加したことである。同時に、一〇ヘクタール以上層は面積比を六〇%から六五%へ増大させた。これらの事実は、この一〇年間に、耕地が一〇ヘクタール以下層から以上層へと移動し、それに対応して多くの小農が最下層に堆積される、という形で両極分化が進行したことを示している。その結果、一〇ヘクタール以下の小農の平均規模は、六七年の一・九ヘクタールから七七年の一・四ヘクタールへと大きく低下し、逆に一〇ヘクタール以上の大農の平均規模は二八・八ヘクタールから四五ヘクタールへと増加した。⁽²⁹⁾

現在一〇ヘクタール以上の経営規模を持つ大農が三戸存在するが、そのうち一戸は、マニラ在住の地主による四ヘクタールの地主直接経営である。他の二戸は、村内在住の小作農による、八〇ヘクタールと四一ヘクタールの大経営である。元来この村は、二つのハシエンダ・オーナーによる大規模な地主直接経営と、それぞれのハシエンダに属する数多くの零細な分益小作農とで構成されていたが、次第に、二戸の小作農が、地主直営地の吸収と、他の小作農から耕作権を購入することにより、大規模化してきた。一九六七年以降、地主直接経営の一つは、その経営が小作大農の一人に移ることによって消滅した。現在残されている地主直営地も、次第に規模を縮小させてきている。

注(9) ハシエンダとは大土地所有に基づく大農場のことを指す。この様なハシエンダは特に中部ルソン内陸部に多く見られ、その規模はしばしば数千ヘクタール、中には数万ヘクタールに及ぶものもあった(梅原[4]、[5]、Palmer[14]、八八)

九三頁)。調査地域のハシエンダは中部ルソンのそれと比較して規模はかなり小さいが、ラグナ州内の一般的な土地所有規模からすると極めて巨大なものである(後出第6表および菊池「1」、二四～二五頁参照)。

- (10) 水田開発は、これら地主およびその子弟によって組織され、開発に動員された労働者は、ラグナ州内を中心として各地から集められた(後出第1表参照)。開発に参加した労働者は、彼らが開田した田の分益小作になるに当たって、二～五年間小作料を免除される鋤下期間を与えられたという。

- 地主の積極的なイニシアティブに基づく組織の開発によりハシエンダが成立したという経緯においても、この地域のハシエンダは特異であり、中部ルソンのそれと若干性格を異にしているようである。中部ルソンの場合、他の人口過剰地域から排出されてきた農民が、不法占拠者(squatter)として、誰の土地だという意識のないまま、非組織的に荒蕪地の開墾を行い、それらの結果として稲作ハシエンダが成立する、という経緯をとったものが多い様である(McLennan [13])。
- (11) 調査村内の農家で荒蕪地を水田化することによって分益小作地を得た、という報告の最新のものは一九五〇年であり、それ以降は存在しない。

- (12) コンクリートのたたきは収穫された籾の乾燥場として使われる。倉庫自体は勿論多くの小作農から集められた小作料(籾)の収納に用いられる。ハシエンダが所有する動力耕転機、動力脱穀機等の機械類もここに収納されている。日頃はこれらの倉庫の周辺は、たまに子供達が遊び場として使うぐらいで閑散としているが、収穫期になると、小作料を運んでくる多くの小作農に、ハシエンダから派遣された地代収集人達が立ち混じり、小作料の計量・記帳、籾の乾燥、唐箕を使った籾の風選、風選された籾の新しいカバン袋への袋詰め等が行われ、すこぶる活況を呈する。小農の場合、籾の風選は、圃場で収穫労働者達によって策を用いて行われ、そこでカバン袋に詰めて、そのまま仲買の手に渡るのが普通である。唐箕を用いた風選も、その点でこの村に特異な景観であり、稲作大経営の商業的性格を物語っている。

- (13) ラグナ州は、サン・パブロ市を含めて三〇の大小の市町から成り立っているが、そのうち半数の一五の市町が村民の先住地として挙げられている。

- (14) 農業雇用労働に従事しないものうち、サリサリ・ストア主業のものは戸主が女性で、後述される商業的大農のうちの一人の妾である二人世帯で、あひる飼いや主業のものはその大農の正妻の息子である。これら大農の関係者を除くと、村内居住世帯で水稻作に関係していないものは非農業労働者世帯四戸ということになる。

(15) カビシリヤ (Kabisiya) とは、集団で田植え作業等に雇用される農業労働者グループのボスのことである (後出第四章参照)。

(16) P村の場合、サリサリ・ストアの密度は約三〇軒に一軒である。

(17) 村の全集落がコナツ林の中にあるP村の場合、コナツの下空地は不在地主によって所有されているが、村民が果樹、蔬菜等の栽培に自由に利用してよい慣行になっている。S村の場合、村民がこの様に利用しうる土地は、殆ど皆無に近い。

(18) 非農業的雇用、あひる飼ひ、焼畑等のため、世帯ぐるみ村外に他出する例が多く、調査期間中に不在で面接不能であったものが六世帯あった。これらの不在世帯については、世帯人員、職業、農地保有等の基本的なストック的情報を隣人、親戚、村長等より得たが、所得等フロー的な情報は得ていない。本稿中、それらについての諸表は、従って、これら不在世帯を含まない。

(19) 菊池「1」、一九頁、第2表、および次節第4表参照。

(20) P村における雇用の村内完結性の高さは、村民所得に占める農業所得の比率の高さに表われている。村外からの贈与と政府補助金を除いた村民所得に対して、水稻作、あひる飼養等から得られた農業所得が占める比率は九五%に達する (Hiyami *et al.* [8] p. 95)。P村の場合、水稻作におけるガマ・システムの創出等を通じて、村全体として、急速に増大する農業労働者層を村内で雇用しよう、という意図が感じられるが、そうした感触は、この村の場合、相対的に希薄である。

(21) 村民の正確な所得を面接調査によって把握することは難しい。ここでの推計も大雑把な傾向をつかむ、という域を出るものでは無く、細部について云々することは慎まねばならない。しかし、同じ水稻作モノカルチャ農村であるP村と比較して (菊池「1」、一九頁)、水稻作を含め農業自営所得の比率が低く、逆に農業賃金所得の比率が高い点に、少数の大経営と多数の零細小農・農業労働者層に両極分化しているS村の所得構造の特徴が出ている。

(22) これらの水稻作以外の自営農業のウェイトの低さは、注(17)で触れたように、村内に村民の自由に出来る土地が殆ど残されていないことの一つの反映である。

(23) これら二つのダムは、村の北側を流れラグナ湖にそそぐ川をその水源としている。規模はどちらも大きなものではない

が、その一つは当初よりコンクリートで造られ、鉄製の水門を持つもので、ハシエンダの名前が刻まれた立派な銅板がはめ込まれている。他の一つは、一部木材、竹、土砂を用いて造られたものであったが、一九六〇年代にコンクリート化された。どちらも現在は水利費を徴収していない。

(24) 一九七六年雨期作のヘクタール当たり水稻収量の農家間変動係数は五四%であり、七七年乾期作の三〇%と比較して、大きな変動を示している。

(25) これらの技術については菊池〔1〕、二〇～二三頁。

(26) 村内居住商業的大農の一人が購入した。

(27) 菊池〔1〕、二四～二五頁。

(28) P村一九七六年のジニ係数は〇・三五である。またジニの集中度係数で測ると、不平等は一九六七年度の四・六から七七年の六・五へと増大した。同じ測度P村一九七六年の数値は一・六である。

(29) P村の場合、一九七六年の農家平均経営規模は二ヘクタールであった。S村の小農の平均規模一・四ヘクタールは、その七割に過ぎず、零細性が著しい。

三 小農の農地保有

前章で明らかにされたように、ハシエンダ・バリオとして成立して歴史の浅いS村では、土地所有においても、経営耕地保有においても、分布の片寄りが著しい。特に、経営規模別分布においては、ここ一〇年間で、零細規模層農家の累増と、一〇ヘクタール以上層への耕地集中が観察された。同じ期間に、耕作すべき水田を全く保有しない農業労働者層も急増しており、両極分化が典型的に進行したと言わねばならない。まず、この過程で五ヘクタール以下の小農の土地保有がいかなる変化をうけたか見ていこう。

第8表 小農：小作形態別農家数・水田面積（1967・1977年）

	農 家 数	面 積	1農家当たり 平 均 面 積
	戸 (%)	ha (%)	ha
1967年			
分 益 小 作	32 (78)	64.4 (84)	2.0
定 額 小 作	6 (15)	9.2 (12)	1.5
又 小 作	3 (7)	3.0 (4)	1.0
計	41 (100)	76.6 (100)	1.9
1977年			
分 益 小 作	0 (0)	0 (0)	—
定 額 小 作	41 (77)	63.9 (87)	1.6
又 小 作 ¹⁾	12 (23)	9.6 (13)	0.8
計	53 (100)	73.5 (100)	1.4

注. 1) うち1戸, 1.5haの又小作地と1.0haの定額小作地をあわせて耕作する農家を含む。

(一) 小作形態の変化

一九六七年から七七年にかけて、小農の小作形態は二つの大きな変化を経験している。まず第一に、六七年には小農の大宗を占めていた分益小作農が、七七年には皆無となり、かわって定額小作農が大幅に増加した(第8表)。この変化は農地改革の結果である。

フィリピンにおける戦後の農地改革は、実質的には、一九六三年農地改革法(共和国法第三八四四号)の制定によって始められたと考えてよいが、この農地改革法は農地改革を二段階に分け、第一段階として分益小作農を定額小作農に転換し、第二段階で定額小作農の自作農化を実現しよう、というものであった。一九六三年農地改革法は、七一年の改訂(共和国法第六三八九号)を経て、マルコス大統領により、七二年九月の戒厳令布告直後に出された、大統領法令第二七号と、それに引き続く諸法令に基づく現行の農地改革へと移行して(30)いく。

この村でも、一九六〇年代後半から、六三年改革法の第一段階が着手され、分益小作農の定額小作農への転換が始められていた

が、その動きは、戒厳令布告以降急速に進み、それ以後一年以内に、残存分益小作農の総てが定額小作農に移行した。⁽³¹⁾ 巨大なハシエンダが多い中部ルソンでは、地主・小作関係の緊張が激しく、小作紛争が絶えなかったと言われる。⁽³²⁾ この村も、規模は小さいが、ハシエンダ・バリオであり、零細な在郷地主による土地所有が支配的である前稿のP村と比較して、地主・小作関係は相対的に厳しかったと考えられる。P村の場合、現在でもかなりの農家が、地主とのパーソナルな関係を理由にして、分益小作のまま残っているのに対し、この村の場合、戒厳令以降、ほぼ一斉に、そして例外なく一〇〇%、定額小作に移行している点にも、そのことが表われているように思われる。⁽³³⁾

しかし、第8表で、より注目されるべきことは、分益小作農の定額小作化と並行して、又小作農家が急増していることである。一九六七年には三戸にすぎなかった又小作農家は、七七年には一二戸、小農全体の二割以上を占めるに至っている。ここで又小作農とは、小作農が地主から借りた耕地を、さらにその小作農から又借りして耕作している農家である。

この様な又小作には三種類のものがある。第一は、小作農と又小作農との間の地代形態が、五〇対五〇の分益制をとるものである。このケースは、件数でも面積でも最も多く、一九七七年に存在する又小作農一二戸のうち、半数の六戸がこれに属する(第9表)。第二は、又小作が小作に定額地代を支払うものである。七七年で四戸の又小作農がこれに属するが、これらは総て、小作農と親子の関係にあるもので、その点で、この形態は、耕作権相続の間プロセスとも理解しうるものである。第三は、又小作農が小作農に金を貸し、その借金が返済されるまでの期間について耕作権を確立するものである。いうまでもなく、総ての形態の又小作農について、中間地主たる小作農と地主の間の小作形態は、定額小作である。

第9表 又小作農の内訳

	1967年			1977年		
	農家数	面積	1戸当たり 平均面積	農家数	面積	1戸当たり 平均面積
分益制又小作	3	3.0	1.0	6 ¹⁾	6.3	1.1
定額制又小作	-	-	-	4	1.4	0.4
質受又小作	-	-	-	2	0.9	0.5
計	3	3.0	1.0	12	8.6	0.7

注. 1) 定額小作地と分益制又小作地とを合わせて経営する農家1戸を含む。但し、その面積は分益制又小作地 (1.5ha) のみを計上。

又小作契約は、通常地主の了解なしに行われるインフォーマルなもので、また、農地改革法に照らしても違法である。⁽³⁴⁾ もし、又小作農が農地改革地方事務所に訴え、自分が実際の耕作者であることを証明出来れば、農地改革事務所は、中間地主たる小作農を排除し、又小作農を小作農として認知せざるを得ない。⁽³⁵⁾ 従って、又小作契約は、小作農と又小作農との間に、一定の信頼関係なしには成立し得ないものである。この村の場合、又小作関係は、主として親戚関係と親しい隣人関係を軸にして展開している。

かかる又小作農の出現と、その増大をもたらした要因は、前稿で分析されたように、経済的地代と現実支払地代の間に生じた乖離であろう。一方で、急速な人口増加は、限られた耕地に対する人口圧を高め、新しい技術の普及による土地生産性の増大と共に、耕地の経済的地代と土地の機能的分配を騰貴させずにはおかぬ。他方で、農地改革による分益小作農の定額小作農への転換は、現実支払地代を一定水準に固定的なものとし、地主によるその引き上げを困難なものにしている。⁽³⁶⁾ そこに生じた乖離は、定額小作農の混合所得の増大として実現されるか、あるいはより明示的に、中間地代と又小作料として、自らを中間地主化した定額小作農によって収取されるであろう。

第10表は、この関係を確かめるために、小農経営について、定額小作地、又

第10表 小農：水稻作要素分配の推定（1977年乾期作）

	農家 数	面積	水 稻 収 量	要 素 分 配 ¹⁾						
				經常財	土 地			労働	資本 ²⁾	経営者 剩 余 (残差)
					地主	中間 地主	計			
	戸	ha	カバン/ha							
定額小作地	42	65.8	88.8 (100.0)	10.6 (12.0)	19.4 (21.8)	0 (0)	19.4 (21.8)	24.1 (27.2)	7.4 (8.3)	27.3 (30.7)
又小作地 ³⁾	7	5.7	88.3 (100.0)	10.5 (11.9)	17.6 (19.9)	26.2 ⁴⁾ (29.7)	43.8 (49.6)	25.8 (29.2)	7.6 (8.6)	0.6 (0.7)

注. 1) () 内は収量を100とする分配率。

2) トラクター、カラバオ、脱穀機の支払いおよび帰属費用。

3) 定額制又小作地を除く。

4) 質受又小作地については、1作当たり40%の利子率（村内利子率分布のモード）を用いて帰属計算。

小作地別に、水稻作要素分配を推定したものである⁽³⁷⁾。予測通り、定額小作地については、絶対額でも比率でも、最も大きな残差が経営者剰余として残されている。それと対照的に、又小作地の場合、又小作農に経営者剰余が殆ど残されておらず、地主および中間地主に対する支払地代の合計としての土地の分配率が大きなものとなっている。又小作地の土地分配分は、定額小作地の土地分配分と経営者剰余の合計に近似しており、経済的地地のかかなりの部分が、経営者剰余として定額小作農によって収取されていること、中間地主化している定額小作農の場合には、それが中間地代Ⅱ又小作地代として明示的に収取されていることが示唆されている⁽³⁸⁾。

かくて、P村において農地保有制度の重層化を誘発した要因、即ち、人口圧力の増大と技術変化により騰貴する経済的地代と、一定水準に固着的な定額地代との間に生じた大きな乖離、という経済的要因は、S村においても同様に作用し、小農の間で農地保有制度の重層化をもたらしている、と考えてよいであろう。

第11表 年代別耕地獲得事由¹⁾

	～1949年	1950～59	1960～69	1970～77	計
	件 (%)	件 (%)	件 (%)	件 (%)	件 (%)
地主による小作地貸与 ²⁾	9 (56)	7 (41)	5 (38)	2 (7)	23 (32)
親族からの相続	7 (44)	10 (59)	2 (16)	7 (26)	26 (36)
耕作権の購入	- (-)	- (-)	5 (38)	5 (19)	10 (14)
小作による又小作地貸与 ³⁾	- (-)	- (-)	1 (8)	12 (45)	13 (17)
土地所有権の購入	- (-)	- (-)	- (-)	1 (2)	1 (1)
計	16 (100)	17 (100)	13 (100)	27 (100)	73 (100)

注. 1) 1人の地主から小作している耕地でも2度にわたって貸与されたり、相続したりしている場合、その都度カウントしている。

2) カティワラから貸与されたものを含む。

3) 質入れを含む。

(二) 耕地移動

農地保有制度の重層化を惹起した要因である経済的剰余は、耕作権を他人に売ることによっても実現しうる。経済的剰余の年々のフローを現在価値に資本還元した価格で耕作権を売り、剰余を先取りすることも出来る訳である。この村においても、耕作権の売買は、ここ一〇年来きわめて常識化してきている。第11表は、現在村の小農が耕作している水田について、それを如何なる経緯で獲得したかを年代別に見たものである。一九五〇年代以前に獲得された耕地は、総て、地主から直接貸与されたか、親ないし親族から耕作権を相続したものである。ところが、一九六〇年代以降、耕作権の購入、小作農からの又小作という、それまで見られなかった新しい耕地獲得事由が、歩調を合わせて出現し、急激に増加している。一九七〇年代に獲得された耕地については、その六割以上がこれら二つの獲得事由によるものである。これらの新しい獲得事由が出現し、増加した時期が、村内における耕地フロンティアの消滅とそれに引き続く急速な人口増加、新しい種子・肥料技術導入による土地生産性の増大、農地改革による分益小作農の定額小作農への転換、が起こった時期と対応していることが注目されなければならない。

第12表 農業労働者世帯から農家世帯へ移行したものの内訳（1960～1977年）

	耕地獲得 事由	面積	備 考
1962年	相 続	0.9 ^{ha}	
1966	地主より	2.0	元地主直営地をカティワラより貸与される
1967	耕作権購入	0.6	分益小作地（1,800ペソ/ha） ¹⁾
1970	又小作	1.0	質受（2,000 ペソ/ha；2年間） ²⁾ 。隣人より
1972	又小作	0.2	親より
	又小作	0.5	隣人より
1973	相 続	0.8	
1974	又小作	0.3	親より
	又小作	0.5	親より
	耕作権購入	0.4	定額小作地（5,000 ペソ/ha）
1975	又小作	0.3	親より
	又小作	0.2	親より
1976	又小作	0.1	親より
	又小作	0.7	質受（5,100ペソ/ha；2年間）。隣人より
	相 続	0.9	
1977	又小作	1.5	隣人より

注. 1) () 内は耕作権購入価格（ヘクタール当たり）。

2) () 内は質受額（ヘクタール当たり）および契約期間。

未耕地が消尽したS村内において、村内で親から独立する場合にも、村外から流入する場合にも、農家として世帯を形成することが時を追って困難になってきていることは既に見た(第2表)。そこで示唆されているように、何らかの事由により耕地を獲得して、農業労働者から農家になった世帯、逆に、耕地を喪失して、農家から農業労働者に転落した世帯がかなりある。第12表、第13表は、一九六〇年以降について、農業労働者世帯から農家世帯に移行したもの、あるいは逆に農家世帯から農業労働者世帯に移行したものの内訳を見たものである。³⁾ 農業労働者から農家に移行した世帯は一六戸あるが、そのうち一〇戸までが又小作によるものである。これらの又小作関係は、小地片で、親戚・隣人関係を軸として形成されている。耕作権の購入によるものが二件あるが、どちらも零細規模のものであり、又小作によるにしても、耕作

第13表 農家世帯から農業労働者世帯へ移行したものの内訳（1960～1977年）

	耕 地 喪 失 事	面 積	備 考
1962年	耕作権売り	2.5 ^{ha}	分益小作地（280ペソ/ha） ¹⁾
1965	耕作権売り	0.5	分益小作地（1,200ペソ/ha）
1970	耕作権売り	不明	
	又小作地取上げ	0.5	中間地主（親戚）が耕作権を他人に売る
1973	耕作権売り	1.0	定額小作地（7,000ペソ/ha）
1975	又 小 作	1.0	質入（6,000ペソ/ha；3年間） ²⁾
	耕作権売り	2.5	定額小作地（10,000ペソ/ha）
	又小作地取上げ	0.5	中間地主（親）が又小作地を取上げる
1976	耕作権売り	1.0	定額小作地（10,000ペソ/ha）
1977	耕作権売り	0.9	定額小作地（10,800ペソ/ha）
	耕作権売り	1.0	定額小作地（12,000ペソ/ha；立毛を含む）

注. 1) () 内は耕作権譲渡価格（ヘクタール当たり）。

2) () 内は質入額（ヘクタール当たり）および契約期間。

権の購入によるにしても、農業労働者にとって、農家に上向することが極めて困難であることが窺われる。

逆に、農家から農業労働者世帯に移行したケースが、一九六〇年以降で一一件報告されている。ここで特徴的なことは、うち八件までが、耕作権を手放すことによって農業労働者に転落していることである。その喪失面積規模も、第12表の又小作化の場合に比して倍以上の大きさになっている。また、耕作権の価格も、現在ではヘクタール当たり一万ペソの水準にまで騰貴している。不作による負債累積や、家族員の不時の病気等、小農がその耕地を手放さざるを得なくなる機会が多いのに対し、逆に、農業労働者にとって、耕作権を購入して農家となるのが非常に困難となってきたことが推測される。

第13表でもう一つ注目したいことは、又小作地取り上げにより農業労働者に逆戻りしているケースが二件あることである。これらのケースは共に、中間地主と又小作農が親戚関係にあるものであった。先に触れたように、又小作契約は法的に違法であり、定額小作農がその耕地の一部あるいは全部を又小作に出

し中間地主化するには、又小作が法的な手段に訴え中間地主たる自分を排除する行為に出ない、という倫理的保証が条件となるであろう。以上観察してきたように、S村の小農の世界にあって、そうした倫理的条件にかなうものは、親戚とごく親しい隣人であり、その限度内において農地保有制度の重層化が進行している。この点は、後述する商業的大農の行動を考える上で、留意しておかなければならない点である。

注(30) フィリピンにおける戦後農地改革についての経緯とその性格については滝川〔3〕が詳しい。

(31) 一九七二年以前には、五〇対五〇の刈分比率による分益小作農から、七〇対三〇あるいは七五対二五の小作・地主刈分比率の分益小作に移行したものが多かったが、これらのものも総て、七二年に純粹の定額小作農に変更された。

(32) 例えば Kerkyliet [17]。

(33) 現行の農地改革は、七ヘクタール以上を所有する不耕作地主の耕地について、その所有権を小作農に移転し、直接自作農を創設しようというものである。農地改革の具体的プロセスは、(一)地主による所有面積の申告 (sworn statement)、(二)耕地地図の作成と小作人の確定 (parcellary mapping and sketching)、(三)小作農に土地移転証書 (certificate of land transfer) を授与 (operation of land transfer)、(四)地価を確定し、一五年賦による償還 (amortization)、という順序で進行する。ここで注意しなければならないことは、解放の対象になる農地は、(a)私有農地、(b)小作地、(c)稲あるいはとうもろこし作付地、(d)保有限度以上の所有地、という四つの条件を満たすものでなければならず、それらの耕地についてのみ、前記プロセスの(三)以降、即ち operation of land transfer (OLT) が実施される、ということである。従って地主直営地は規模の如何に関係なく対象外である。この村では、プロセス(三)以降は実施されていない。

不耕作地主の保有限度は、一九七二年以降、一〇〇ヘクタールから、五〇、二四、一二と次第に引き下げられ、現在は七ヘクタールとなっている。この規模以下の地主所有地を小作する農家に対しては、OLTは実施されず、彼らは permanent lessee と呼ばれる定額小作農となる。この様な抜け道が地主に対して残されているため、多くの地主が、自己の所有地をたぐさんの家族の名義に分割し、農地改革逃れを図っていると言われる。第6表で見たように、この村の耕地は三人の地主によって所有されており、その平均所有規模は六・七ヘクタールである。これらの地主の多くは、そのファミリー・ネームからして、明らかに、二つのハシエンダ・オーナールの家族である。また、プロセス(二)で作成される地主・小

作人リストが、如何に実態とかけ離れたものであるかは、前稿で既に見た(菊池「I」、七、八頁)。

(34) 例えば共和国法第三八四号第二十七条第二項は明確に又小作を禁じている。

(35) P村の場合、過去二回この様なケースが報告されている(菊池「I」、四三頁)。

(36) 農地改革により分益小作から定額小作へ転換される場合(この転換は $leasehold\ operation = LHO$ と呼ばれている)、定額小作料は、転換時点以前三カ年間の平年作収穫高から種子代、収穫・脱穀費等を控除した部分の二五%相当分として定めることになっている(共和国法第三八四号第三四条)。小作料の形態は、貨幣、現物、あるいはそれらの混用、いずれでもよいとされているが、現実には、殆ど例外なく現物(粃)・定量小作料となっている。LHOを経験した定額小作農は、定額小作料の設定と同時に、それを含めて契約の諸条件を明記した地主との文書契約書を、農地改革事務所から交付される。この様にして定められた定額小作料の変更は、当然、農地改革事務所の確認により契約書を更新することなしには出来ない訳であり、地主にとって非常に困難なものとなっている。S村の場合もP村の場合もLHO以後、定額小作料が変更された、という報告は皆無である。

(37) 要素分配の推定に当たって、家族労働投入、自家所有動力耕耘機の使用等、不払い要素投入については、その市場価格で帰属評価している。推計に用いられた市場価格は次の通り。

賃金率	
耕起・整地	一二・〇〇ペソ/人日
田植え	九・〇〇
肥料・農薬散布	九・〇〇
除草	八・〇〇
収穫・脱穀	一二・〇〇
穀運搬	五・〇〇
水管理	八・〇〇
水路・あぜ清掃・補修	九・〇〇
苗代準備	八・〇〇

賃料

動力耕耘機

カラバオ

動力脱穀機

利子率

米価

七〇・〇〇ペソ／日

一五・〇〇 %

〇・五 ガンタ／カバン (二五ガンタ＝一カバン)

八〇 %／年

四八・〇〇ペソ／カバン

(38) この関係は生産関数の計測によってさらに確認される。一九七七年乾期作について、コブ・ダグラス型生産関数を当てはめた計測結果は次の通り。

$$\ln Y = 1.226 + 0.462 \ln L + 0.235 \ln N + 0.079 \ln K + 0.185 \ln C$$

(0.228) (0.134) (0.115) (0.108) (0.111)

$n = 43$

$R^2 = 0.934$

$\hat{\sigma} = 0.093$

係数和 = 0.961 (0.040)

ここで、Y：水稻穀米収量（カバン）

N：労働（人日）

C：経常財（ペソ）

R^2 ：自由度修正決定係数

係数和：投入要素係数和

L：土地（ヘクタール）

K：固定資本用役（ペソ）

n：サンプル数

$\hat{\sigma}$ ：標準偏差推定値

()：カッコ内の数値は係数標準誤差

各生産要素の生産弾力性推定値は、第10表の要素分配率と良く近似している。特に土地の生産弾力性推定値は、又小作地の土地分配率とほぼ一致する水準にあり、中間地代を含めて、又小作農が支払っている地代総額が、土地の機能的分配フィリピン農村における制度的変化 (H)

分とはば合致していることが示唆されている。また、投入要素の係数和は1以下であるが、1と有意に異なっておらず、稲作生産における規模の不経済の存在は、規模の経済の存在と共に、統計的に棄却されている。

なお、右の生産関数は、出来る限り正常な生産関係を把握するため、病虫害・水不足等によるダメージが報告され、ヘクタール当たり収量が平均の六割以下と低くなっている農家六戸、および平年作より収量が高いと報告した農家で平均より六割以上高いヘクタール当たり収量を記録した農家三戸、計九戸を除外した四三の農家について計測されている。

(39) これらの表は、一九六〇年以降に世帯類型間を移動した総てのケースを含む。従って一度農業労働者から農家となり、さらに再び農業労働者に移行した場合、その都度記録されている。

四 商業的大経営の成立とその構造

以上前章で、S村における小農の農地保有の変化を見てきた。それらの変化は、一方で少数の大農に耕地が集中し、他方で多くの小農上層が小農下層へ下降し、さらに多くの農業労働者が堆積されるという両極分化の進行過程で起こったことに留意しなければならない。ここで、これら少数の商業的大経営農家の成立過程と、その構造を観察しておこう。

(一) 土地集積の過程

これまで繰り返して述べてきたように、S村は二人の大地主のハシエンダとして成立した。これらのハシエンダは、成立当初より、その一部に地主直接経営を含むものであった。しかし、これら二つの地主直接経営は次第にその規模を縮小させてきており、かわって、村内に居住する二戸の小作農が、地主直営地の吸収と、耕作権の購入により耕地を集積し、飛躍的に経営規模を拡大させてきた。これら二戸の小作大農の経営地は、一九七七年現在、S村の

第14表 S村：小作大農の土地集積過程

	獲得耕地	土地保有 形態 ¹⁾	経営地合計	獲得事由
	ha		ha	
大農A				
1949年	1	S	1	地主(カティワラ)より貸与
1962	6	L	7	耕作権購入
1962~67	7	L	14	地主より貸与
1970	60	L	74	地主より貸与
1973	3	L	77	耕作権購入
1975	3	O	80	土地所有権購入
1977年現在	-	-	80	
大農B				
1949年	3	S	3	父親より耕作権を相続
1962~65	14	L	17	地主より貸与
1967	10	L	27	地主より貸与
1968	2	L	29	耕作権購入
1970	6	L	35	耕作権購入
1972	6	L	41	耕作権購入
1977年現在	-	-	41	

注: 1) S ; 分益小作地, L ; 定額小作地, O ; 自作地。

水田の六〇%近くに達する。現在も残されている地主直接経営の規模は一四ヘクタールに過ぎず、そのウエイトは低い。

第14表は、村内の小作大農二戸について、その土地集積の過程をまとめたものである。現在八〇ヘクタールを経営する大農Aは、一九四九年に村内で両親から独立し、ハシエンダの分益小作農として出発したが、当時の経営規模は一ヘクタールであった。⁽⁴⁰⁾その後一九六七年までに、耕作権の購入と、地主が負債累積等を理由に他の小作農から取り上げた土地を貸与され、一四ヘクタールにまで経営を拡大した。ついで、一九七〇年に地主直営地の一つ、六〇ヘクタールの経営をそのまま地主から委託された。この委託経営地についての契約は、他と同じく、単位面積当たり稲一定量を地代として支払う定額制であるが、恒常的なものではなく、三年ごとに契約更新が行われる。⁽⁴¹⁾さらに

その後、耕作権と土地所有権の購入により経営地を拡大し、一九七七年までに八〇ヘクタールの水田を集積した。当初の分益小作地一ヘクタールは、現在では定額小作地に変換されており、従って、その経営地は七七ヘクタールの定額小作地と、三ヘクタールの自作地によって構成されている。

大農Bは、村のハシエンダのカティワラ（農場監督）であつたが、一九三〇年代に分益小作農として入植した父親の死により、一九四九年に三ヘクタールの分益小作地を相続した。その後、地主からの貸与と耕作権の購入により、現在までに四一ヘクタールの定額小作地を集積した。一九六七年に地主より貸与された一〇ヘクタールは、現在も手作経営を行っている地主より、その直営地の一部について、大農Aと同様の条件で、経営を委託されたものである。

これら二人の大農は、全くの小作小農から、土地集積により、それぞれ八〇ヘクタールと四一ヘクタールを経営する大農にのし上がったものである。他の多くの小農との比較を絶して大きい経営規模は、村内における彼らの影響力を圧倒的に大きなものとするに至っている。その意味で彼らは、旧来の地主にかわつて村内に出現した、新しいパワー・エリートであるといえよう。

しかし、隣のT村には、オールド・エリートたる完全な不在地主が、耕作権の買い戻しにより、大経営を形成したケースが存在する。この地主は、父親が今世紀初頭にスペイン人貴族より買い取ったT村一帯の荒蕪地を、一九三〇年代に入つて自ら開発の指揮をとり水田化したものである。しかし開発の終了とともに、このハシエンダは多くの分益小作農に分割貸与され、地主は不在化していた。ところが、一九七二年に戒厳令が布告され、T村の分益小作農が定額小作農に変換されて以降、自らの小作農から耕作権を徐々に買い戻し、七三ヘクタールの地主直営地

第15表 T村：地主直営大農場の
耕作権購入による土地集積
過程

	購入件数	獲得面積	経営地 合計
	件	ha	ha
1972年	4	13.5	13.5
1973	7	16.9	30.4
1974	9	19.3	49.7
1975	8	15.3	65.0
1976	3	4.7	69.7
1977	3	3.7	73.4

第16表 T村：地主直営大農場へ耕作権
を売り渡した世帯の内訳
(単位：戸)

1. 村内在住世帯	
農業労働者として	
負債累積	5
病 気	4
老 齡	1
計	10
農家として(一部売り渡し)	8
計	18
2. 村外移住世帯	
農家として(代替地取得)	
ラグナ州内	2
他 州	9
計	11
不 明	4
計	15
3. 不 明	1
4. 合 計	34

にまとめ上げた⁽⁴²⁾(第15表)。この地主に耕作権を売り渡した小作農は三四戸にのぼる(第16表)。一部の小作農は、耕作権売渡し代金を元手に、他のより農地価格が安い地域で代替地を取得し、移住した⁽⁴³⁾。しかし、かなりの世帯が、農業労働者として村内に残留している。これら農業労働者となった世帯の多くは、負債累積あるいは病気を契機として耕作権を地主に売り渡している。

かくして、S村とT村を含むこの地域一帯に、二戸の小作大経営と一戸の地主大経営が成立した⁽⁴⁴⁾。

(二) 大経営の構造

次に、幾つかの側面から、小農経営と比較しつつ、大経営の構造を明らかにしていこう。

フィリピン農村における制度的変化 (II)

経営組織

第四図は、大農の経営組織を典型的小農のそれと比較したものである。

一般的にいつてフィリピンの水稻作では、小農であっても、かなりの農作業を雇用労働に依存するのが普通である。この村もその例外ではない。農作業の中で、主として経営主によって遂行されるものは、苗代準備、肥料・農薬施用、灌漑水管理の各作業である。逆に、ほぼ全面的に雇用労働に依存するのが慣行となっている作業は、田植と収穫・脱穀である。田植え作業は通常カビシリヤと呼ばれるボスに率いられた若い農業労働者グループによって遂行される。小農はカビシリヤと交渉し、田植作業を請け負わせ (pakraw)、カビシリヤは農業労働者を日雇賃金で雇用する (upalan) 形となる。⁽⁴⁵⁾

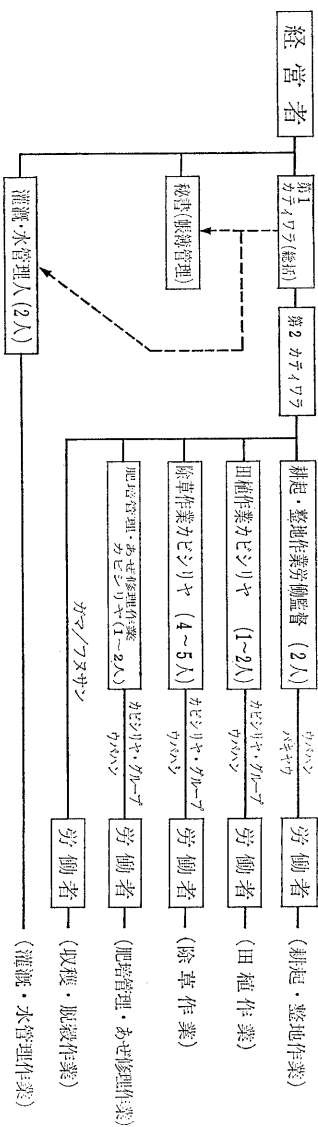
収穫・脱穀作業は、ガマあるいはフヌサン・システムにより、収穫者シェアを現物賃金とする労働者によって行われ、これは小農が直接雇用する。

耕起・整地作業は、耕耘機を所有する農家の場合には、経営主とその家族によって行われ、必要な時にはウパハン⁽⁴⁶⁾を直接雇用する。耕耘機を所有しない農家は賃耕に頼る。この場合の契約は、耕耘機所有者との間のパキヤウとなる。除草作業は、ガマ・システムによる場合はガマ労働者によって遂行され、小農は必要に応じて家族労働あるいはウパハンによる除草を追加する。収穫がフヌサン・システムによる場合、除草労働は家族かウパハンによって遂行される。また、肥料・農薬施用、あぜ修理等の作業にも、必要に応じてウパハンが雇用される。いずれにしても、小農経営が労働者を雇用する場合、田植え作業を除いて、小農が直接雇うことになる。

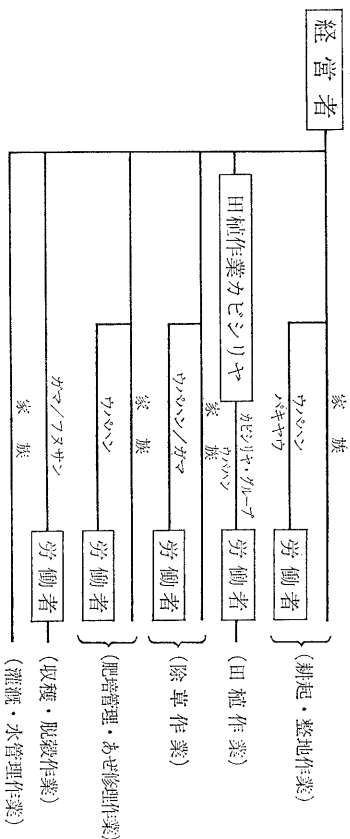
これと対照的に、大農の経営組織は、経営者と実際に農作業に従事する労働者の間に多くの階梯を持つ。農業労働

第4図 経営組織：大経営と小経営の比較

I. 商業的大経営 (大農A)



II. 小農経営



働者の雇用は各段階のマネージャー(カティワラ)、カビシリヤを通して行われる。第四図に示されているように、経営者のすぐ下に総括マネージャーがあり、農作業スケジュールの立案・調整と総括的監督に当たっている。この第一カティワラの妻は大農の秘書で、経営収支に関する帳簿を管理している。第一カティワラは妻と共に、労賃等経営費の支出管理を行い、さらに技術的な面における労働者の監督も行っている。

この第一カティワラの下に第二カティワラがいる。彼は、スケジュールに従い、各作業についてカビシリヤ、労働監督を通じて労働者の召集を行い、作業の直接的監督に当たる。このカティワラの下に各作業別に労働監督、カビシリヤが数人ずつおり、農業労働者は彼らによって直接的に召集される。ただ、フヌサン・システムを主とする収穫作業については、このレベルのカビシリヤはおらず、既製の収穫者名簿を参考にしつつ、経営者、第一、第二カティワラ総出で、収穫時に直接農業労働者を各耕地に割り当てる。また、灌漑・水管理は、別途雇用された二人の年雇労働者によって行われている。これら二人の労働者は、さらにファーム・ガードとしての役割も果たしている。

経営者自らも、積極的に経営に係わっている。特に、稲の生育状況の監視、病虫害発生に対する対応、労働者の総括的監督等に、第一カティワラと共に当たっている。⁽⁴⁶⁾

農法、要素投入および収量

以上見たように、大農の経営組織は多くの管理階梯から成り、小農のそれと大きく異なっている。しかし、具体的な農作業のやり方、生産要素の投入水準については、大農・小農間で、殆ど差が見られない。

大農も小農と同様に国際稲研究所で開発された改良品種を採用しており、苗代の仕立て方も同じダボッグ法が用

第17表 主要農用固定資本の所有状況

	大 農 ¹⁾		小 農	
	所有台(頭)数	同左 100ha 当 た り	所有台(頭)数	同左 100ha 当 た り
ハンド・トラクター	8	7	14	19
カラバオ(水牛)	1	1	1	1
動力小型脱穀機	3	2	1	1
スプレーヤー 手 動	6	5	21	29
動 力	1	1	0	0
回転除草器	25	21	73	100
経営耕地面積(ha)	121.0	-	73.1	-

注. 1) 村内在住小作大農2戸の合計。

いられている。田植えも大農・小農とも正条植による。⁽⁴⁷⁾ 除草作業は、メタル製の一条回転除草器を縦横十文字に二ないし三回かけ、それに手除草を併用するのが標準的で、その集約度において両者に差は見られない。収穫作業は、ともにガマ労働者あるいはフナサン労働者によって鎌を用いて遂行され、技術的に全く同一である。

肥料投入水準および施肥の仕方においても大きな違いは無い。大農・小農とも、尿素・硫酸・完全肥料をとり混ぜて、ヘクタール当たり四袋(一袋五〇キログラム)、窒素換算で六〇ないし八〇キロを、基肥と追肥の二度に分けて施用するのが標準的である。

主要な農用機械・固定資本の集約度も、大農・小農間で差異は無い。

大農Aは五台、大農Bは三台の動力耕耘機を所有しているが、経営面積単位当たりで見れば、小農の所有台数より少ない(第17表)。大農も小農も、耕起・整地作業は殆ど動力耕耘機で行うが、ともに賃耕に大きく依存している。大農は、小農が保有しない農薬用動力スプレーヤーを所有しているが、小農は手動ポンプ式のスプレーヤーを数多く所有している。回転除草器は小農の方が集約的に所有している。しかし、除草に雇用される労働者は、自ら回転除草器を持参して雇われるのが普通であり、実

第18表 水稻作ヘクタール当たり労働投入（1977年乾期作）

	大 農			小 農		
	労働投入 日 (1)	うち雇用 労働 (2)	雇用労働 比率 (2)/(1) (%)	労働投入 日 (3)	うち雇用 労働 (4)	雇用労働 比率 (4)/(3) (%)
	人日/ha		(%)	人日/ha		(%)
耕起・整地	12.0	12.0	(100)	10.5	7.3	(70)
田植え	9.6	9.6	(100)	9.5	8.9	(94)
除 草	34.0	34.0	(100)	35.1	18.4	(52)
収穫・脱穀	30.0	30.0	(100)	34.4	30.8	(90)
苗代準備	2.0	2.0	(100)	1.6	0.3	(19)
肥料・農薬散布	3.0	3.0	(100)	2.8	0.5	(18)
畦修理・清掃	16.0	16.0	(100)	7.9	1.9	(24)
管理的労働	16.0	14.0	(88)	3.0	0.0	(0)
合 計	122.6	120.6	(98)	104.8	68.1	(65)

第19表 水稻ヘクタール当たり
収量：大農と小農の
比較

(単位：カベン/ha)

	大 農	小 農
1977年		
雨期作	65.0	57.7
乾期作	88.0	88.5
平 均	76.5	73.1

によって代替されている。

具体的な農法に大農と小農間で差異がないことは、農作業別ヘクタール当たり労働投入量にも反映している(第18表)。大経営の場合、労働投入のほぼ一〇〇%を雇用労働に頼っており、雇用労働比率が小農と比べて高いが、各作業別労働投入水準に大きな差は見られない。ただ、経営組織の差からも推測されるように、大経営は小農に比してはるかに多くの管理的労働投入を必要としており、結果として、ヘクタール当たり総労働投入は、大経営の方が二割ほど多くなっている。しかし、管理的労働投入を除けば、ヘクタール当たり労働投入は、大農一〇七日、小農一〇二日で、ほぼ同水準にある。

実際の除草作業において差は生じない。多少機械使用において差が目立つのは脱穀過程である。多くの小農の圃場では、まだ収穫労働者が手脱穀(hampas)によって脱穀を行っているが、大農の場合、それがかなりの部分小型動力脱穀機

第20表 大農：水稻作要素分配の推定（1977年乾期作）

	農家数	面積	水稻収量	要素分配 ¹⁾				
				経常財	土地 ²⁾	労働	資本 ³⁾	経営者 剩 余
定額小作地	戸 2	ha 118	88.0 (100.0)	12.0 (13.6)	15.5 (17.6)	25.4 (28.9)	11.8 (13.4)	23.3 (26.5)

注. 1) ()内は収量を100とする分配率。

2) 地主シェア。

3) トラクター、カラバオ、脱穀機、動力スプレーヤー、除鼠機の支払いおよび帰属費用。前三者の場合帰属計算は賃料率に基づいて行った。後二者は賃料率が存在しないため、取得価格の6%を資本費用とした。

農法と生産要素の投入構造における大農・小農間の相似性は、ヘクタール当たり水稻収量における相似性となって表われている（第19表）。

費用—収益構造

大農と小農の経営構造の比較は、最終的にそれらの費用—収益構造の比較に帰着するであろう。第20表は、第10表と同様に、大経営について要素分配を推定したものである。第10表における小農の定額小作地についての要素分配と、本表に示された大経営の要素分配とを比較することにより、両者の費用—収益構造が極めて類似したものであることが分ろう。

第18表で見たように、大農経営は雇用労働者を管理・監督するために、管理的労働投入を必要とし、その結果ヘクタール当たり労働投入量が小農経営に比較して大となっている。しかし次章で見ると、大経営は村内の労働雇用において圧倒的なシェアを占め、その強い交渉力により小農経営より低い賃金率で労働者を雇用している。より多い労働投入は、より低い賃金率によって相殺されており、大経営の労働分配率は小経営のそれと同じ水準にある。

大経営の資本分配率は、主として小型動力脱穀機の利用率が相対的に高いことによる資本集約度の高さを反映して、小農のそれよりやや高くなっている。しかし、大農の資本分配率の高さは、地主への支払地代の相対的低さによって

相殺されており、結果として、大農・小農間で、純利潤＝経営者剰余の水準に大きな差は生じていない。即ち、費用－収益構造の比較において、大経営が小経営に優越しているとは言えない。

注(40) 父親はラグナ州の出身で、一九三〇年代初めに村の水田開発に労働者として参加し、分益小作農として村に定着した。

(41) 形式的には、大農Aはこの六〇ヘクタールについて耕作権を持つておらず、現在も地主の直営地とみなされるであろう。

(42) この地主が自己の所有地を、小作地から直営地に変換したのは、戒厳令布告に引き続いて強化された農地改革プログラムへの対応である。注(33)で触れたように、地主直営地は農地改革の対象とされていない。しかし、かかる地主の対応は現行農地改革の精神に必ずしも合致するものではないであろう。例えば、一九七三年六月に農地改革省 (Department of Agrarian Reform) 長官名で出された通達第二六A (Department Memorandum Circular No. 2-A) は、農地改革が施行されるまで地主・小作関係を一九七二年一〇月二日 (農地改革強化の方針を打ち出した大統領法令第二七号が発布された日) の段階で凍結し、現状維持 (Status Quo) することが指示されており、あわせて、小作農の追放禁止、作目変更の禁止、農地分割の禁止等が明記されている (滝川「3」一六一～一六三頁)。T村の地主が行った小作農からの耕作権買い戻しが、ここでの小作農追放に当たるかどうかは疑問であり、この地域を担当する農地改革地方事務所の担当官の話では、小作農が任意に小作地を手放す場合には法令の保護が及ばない、ということであるが、いづれにしても、現状維持の精神からは逸脱している。この地主は、もとより、現行の農地改革政策には批判的で、自分がこの様な行動を取ったのは、自らが開発した土地に対する愛着からであり、そのため、同じ土地を二度にわたって、即ち一度は所有権を、二度目は耕作権を、買ったのであると力説する。

この地主とその家族は、T村の水田約一五〇ヘクタールを所有している。残りの八〇ヘクタールは四〇戸の定額小作農によって耕作されており、そのうち一六戸は、村落組合 (Samahan Ngyon) 加入者で、土地移転証書 (CLT) を保有している。農地改革 (OLT) 対象小作農は、大統領法令第二七号により、村落組合加入者に限定されている。

(43) 代替地を取得して村外に移住した者の多くは、最近開発が進められているミンドロ島に、ホームステッダーとして入植している。T村の地主による耕作権買上げ価格は、この地域一般の耕作権価格と比較して大差ない。

(44) S村に残存している地主直営経営は、既述のように時と共に規模を縮小し、現在では一四ヘクタールと、他の大経営に

比して小さなものとなっている。

T村の大経営地主は、旧来の地主であり、マニラ近郊の町に居を構え、水田経営の他にも幾つかの事業を行っている富豪で、水田経営以外の面ではT村の村民の生活とは全く隔絶した存在である。S村の二戸の小作大農は、村内に居住し、日常生活を村民と同じ場で行っているが、村のパワー・エリートとして、その生活は他の村民のそれと遊離する方向にあるようである。特に八〇ヘクタールを経営する大農Aはその傾向が強い。住宅や耐久消費財の所有に關しても、勿論他の小農や農業労働者世帯よりはるかに豊かなものであるが、格差は特に子弟の教育の面に表われている。彼には、息子が一人、娘が三人いるが、これらの子供は総てマニラで高等教育を受けている。娘三人は看護婦で、その一人は現在アメリカに留学している。息子は現在マニラの大学の医学部に在学している。

調査期間中に、その娘の一人が結婚したが、相手はマニラの実業家の息子であり、その披露宴はマニラの一流ホテルで盛大に催された。S村の村民にも、村長をはじめ数人に招待状が出されたが、その殆どが出席しなかった。同じ頃、村の小農では上層に属する三ヘクタール農家の妾の一九歳になる息子が、村内の農業労働者の一六歳になる娘と結婚した。式はポブラシオンの教会で挙げられ、披露宴は村内の道路脇の狭い空地に天幕を張って行われた。これには、近所の農家・農業労働者が区別なく招待され、食事や酒がふるまわれ、夜は蓄音器の音楽でダンスが楽しまれた。フィリピンの農村では、村祭(Burio Fiesta)や結婚披露の時等に、貧しい人々を含めて出来るだけ盛大にもてなすことが、持てるものの義務とされており、レシブロシティーの重要な一環となっているようである。この小農の結婚式は、まさにこの様な村落内での慣行にのっとったものであった。この面でも、大農Aの存在は、村民の生活と掛け離れたものであると言える。

(45) なお、大農A、Bは、共にかなり規模の大きいサリサリ・ストアを経営しており、Aは、さらに養魚池も経営している。カビシリヤは、普通田植え作業には参加せず、グループの農業労働者一人について五〇センチバを手数料として取る。

(46) 大農との面接調査中、「日本製のいい双眼鏡が手に入らないか? 自分のものは古くなってしまったので使いものにならない。」と聞かれたことがある。双眼鏡を何に使うのかというと、遠方から農作業を監視するために使うのである。このエピソードからも、彼の仕事の性格が窺われ、また、労働監督に關して、管理労働を含めて、多くのコストがかかることが分る。

(47) 正条植のためのラインの付け方も同じであり、従って株間の距離・栽植密度も同じとなる。正条植は一九六〇年代中頃フィリピン農村における制度的変化 (II)

第 21 表 農業労働者 1 世帯当たり平均被雇用日数 (1977年乾期作)¹⁾

	雇 用 日 数			(1)
	大 農 ²⁾ (1)	小 農 (2)	計 (3)	(3)
	人日 (%)	人日 (%)	人日 (%)	
(1) 耕起・整地	5.5 (7)	2.8 (8)	8.3 (7)	0.66
(2) 田植え	13.7 (17)	3.0 (9)	16.7 (14)	0.82
(3) 除 草				
ウバハン	17.5 (21)	4.3 (12)	21.8 (19)	0.80
ガマ	2.3 (3)	6.3 (18)	8.6 (7)	0.27
計	19.8 (24)	10.6 (30)	30.4 (26)	0.65
(4) 収穫・脱穀				
フヌサン	15.7 (19)	3.4 (10)	19.1 (16)	0.82
ガマ	2.4 (3)	12.3 (36)	14.7 (13)	0.16
ウバハン	0.4 (0)	0.1 (0)	0.5 (0)	0.80
計	18.5 (22)	15.8 (46)	34.3 (29)	0.54
(5) その他直接労働	7.3 (9)	2.3 (7)	9.6 (8)	0.76
(6) 管理的間接労働	17.6 (21)	- (-)	17.6 (15)	1.00
合 計	82.4 (100)	34.5 (100)	116.9 (100)	0.70

注. 1) 水稻作に雇用された農業労働者世帯54戸の平均。

2) 14ha の地主直接経営を含む。

から普及しはじめたが、ラインの付け方は過去幾度か変遷した、現在は、二〇〜二五センチメートル間隔で細い木片を打ちつけた熊手状の道具を、一人で引きながら、十文字にかける方法がとられている。

五 農業労働者と水稻作労働雇用

第二章で観察したように、S村の農業労働者世帯は、村内の耕地フロンティアが消滅した一九五〇年代以降急激に増大してきている。雑多な就業機会に従事しつつも、彼らの主要な所得源泉は、村内の水稻作に雇用されることであった。ここで、村の水稻作における労働雇用関係が、大経営の存在との関連で、どのような特徴を持っているかを見ておこう。

(一) 村の労働雇用関係

村の大経営は、その労働投入をほぼ全面的に雇

第22表 農業労働者1世帯当たり平均被雇用稼得賃金(1977年乾期作)¹⁾

	稼 得 賃 金			(1) (3)
	大 農 (1)	小 農 (2)	計 (3)	
	ベソ (%)	ベソ (%)	ベソ (%)	
(1) 耕起・整地	80 (10)	34 (9)	114 (10)	0.70
(2) 田植え	103 (14)	24 (7)	127 (11)	0.81
(3) 除 草				
ウバハン	120 (16)	34 (9)	154 (14)	0.78
ガマ	- (-)	- (-)	- (-)	-
計	120 (16)	34 (9)	154 (14)	0.78
(4) 収穫・脱穀				
フヌサン	179 (24)	55 (15)	234 (21)	0.76
ガマ	48 (6)	191 (53)	239 (21)	0.20
ウバハン	6 (1)	1 (1)	7 (1)	0.86
計	233 (31)	247 (69)	480 (43)	0.49
(5) その他直接労働	65 (9)	21 (6)	86 (8)	0.76
(6) 管理的間接労働	153 (20)	- (-)	153 (14)	1.00
合 計	754 (100)	360 (100)	1,114 (100)	0.68

注. 1) 現物賃金(粃)は1カバン=48ベソで変換。賃金には食事(ミリエンダ)は含まれていない。

用労働に依存している。小農経営の場合でも、雇用労働依存率は約七割であり(第18表)、全体として村の水稲作経営の雇用労働依存度は極めて高い。これを雇用される農業労働者のサイドから見たものが第21表と第22表である。農業労働者一世帯当たり平均で、乾期作中に、一一七人日雇用され、一一一四ベソの雇用賃金を稼得している。⁽⁴⁸⁾作業別に見て、最も多くの労働日数を吸収している作業は、収穫・脱穀と除草で、この二作業で全雇用日数の五五%を占めている。不払い除草労働と収穫権が結びついたガマ・システムが存在するため、稼得賃金で見ると、収穫・脱穀作業だけで全稼得賃金の四割以上を得ている。雇用機会の除草作業と収穫・脱穀作業への片寄り、小農経営について特に著しく、雇用日数でも稼得賃金でも、約八割がこれら二つの作業によって占められている。雇用の形態は、収穫・脱穀作業はフヌサンかガ

第23表 商業的大経営¹⁾の総雇用労働投入量と
その村内充足率(1977年乾期作)

	総雇用労働投入量 ²⁾ (1)	村内からの雇用 (2)	(2) (1)
	人日	人日	
耕起・整地	1,620	351	0.22
田植え	1,296	935	0.72
除草	4,590	1,431	0.31
収穫・脱穀	4,050	1,378	0.34
その他直接労働	2,835	502	0.18
管理的間接労働	1,890	1,207	0.64
計	16,281	5,804	0.36

注. 1) 14haの地主直接経営を含む。

2) 第18表より。

マ、除草作業はウパハン(現金賃金日雇)かガマである。耕起・整地、田植え、その他直接労働はウパハンである。⁽⁴⁹⁾大経営に雇用される管理的間接労働は、年雇から日雇いまで種々の形態がある。カティワラ(マネージャー)や灌漑水路番等は年雇として雇われている者が多いが、各作業別のカビシリヤ達は、動員した労働者一人につき幾ら、というコミッション・ベースで賃金を稼得しており、また臨時的にファーム・ガードとして雇われる場合にはウパハンである。なお、収穫・脱穀作業についてはウパハンで雇われたものが若干あるが、これは、大経営については、動力脱穀機のオペレーターとして雇用されたものであり、小経営の場合には、他のガマ労働者により収穫作業に雇われたものである。

農業労働者の雇用において大経営の比重は大きく、雇用日数の七〇%、稼得賃金の六八%を占めている。これらの比率は、ほぼ大経営の経営面積が村内水田総面積に占める比率に等しい。この様に、村内農業労働者の稲作雇用において、大経営は圧倒的ウェイトを持つが、労働投入の総てを雇用労働に頼る大経営にとっては、村内からの労働供給だけでは必要労働投入量を充足し得ない(第23表)。田植作業と管理的間接労働については比較的村内充足率が高いが、総計でみて、村内から供給された労働は、大経営の総労働需要の四割弱を占めるにすぎない。残り六割強、約一万人の労働投入は、村外から流入する近隣の村々の農業労働者によって担われている。

第24表 農業労働者作業別受取賃金率(1977年乾期作)¹⁾

	大 農 (1)	小 農 (2)	計	(1) (2)
	ベソ/人日			
(1) 耕起・整地	14.5	12.1	13.7	1.20
(2) 田植え	7.5	8.0	7.6	0.94
(3) 除草(ウパハン)	6.9	8.0	7.6	0.86
(4) 収穫・脱穀				
フヌサン	11.4	16.2	12.3	0.70
ガマ ²⁾	10.2	10.3	10.3	0.99
ウパハン	14.3	10.0	13.3	1.43
(5) その他直接労働	8.9	9.1	9.0	0.98
(6) 管理的間接労働	8.7	-	8.7	-
合 計	9.2	10.4	9.5	0.88

注. 1) 第21表, 第22表より.

2) 除草労働と収穫・脱穀労働の総計に対する賃金率.

この様な労働需要における大経営の圧倒的比重は、労働雇用における大経営の交渉力を非常に強いものとしている。そのことは、労働者が受け取る賃金率の大経営と小農経営間の格差に、端的に反映されている(第24表)。耕起・整地作業と収穫・脱穀作業のウパハンのケースを除いて、他の作業・雇用形態では、おしなべて大経営の支払う賃金率は小農のそれより低く、全作業の平均で一割強の格差になっている。特に、ウパハンによる除草作業と、フヌサンによる収穫・脱穀作業において格差が大きい。なお、第24表の賃金は食事(ミリエンダ)を含んでいない点に注意しなければならぬ。大農の場合、どの作業についても、労働者に食事を給することはないが、小農の場合、耕起・整地作業、田植作業には食事を付けるのが普通である。従って、実際の賃金格差は、ここで示されている以上に大きいものとなっている。⁽⁵⁰⁾

賃金格差は、さらに、賃金の支払形態における差によって強調されている。小農経営にウパハンで雇用された場合、賃金は現金で支払われるのが普通であるが、大農の場合、現金賃金の一部を現物に置き換えて支払うケースが多い。例えば、除草労賃は大農

第 25 表 雇用形態別収穫面積 (1977年乾期作)

	大 農	小 農	計
	ha (%)	ha (%)	ha (%)
ガ マ	10.8 (8)	16.5 (23)	27.3 (13)
フ ス サ ン	124.2 (92)	50.8 (70)	175.0 (84)
家 族	0 (0)	5.7 (7)	5.7 (3)
計	135.0 (100)	73.0 (100)	208.0 (100)

の場合、一日一人当たり七ペソであるが、そのうち一ペソを現金で支払い、残り六ペソはそれと等価とみなされる財、主として米で支払う⁽⁵¹⁾。大農 A、B は共に村内で最大規模のサリサリ・ストアを経営しており、そこで取り扱われる商品が現物賃金として利用される。しかし、この賃金支払形態は、それを受け取る労働者側では、現物賃金の価値が等価たるべき金額(例えば六ペソ)より低いという不公平が多い⁽⁵²⁾。

さらに、多くの労働者は、大農のサリサリ・ストアで、食料品をはじめとする日用品を掛買いがするが、これらは一週間ごとにまとめて賃金から天引きされるシステムになっている⁽⁵³⁾。即ち、労働需要における寡占と、日用品供給における寡占とがセットになっている訳である。

(二) 収穫労働制度の変化

S 村においても、収穫・脱穀作業は農業労働者にとつて最も重要な雇用機会である。しかし、伝統的なフヌサン・システムがほぼ完全に新しいガマ・システムに置きかえられている P 村と異なり、この村においては、ガマ・システムはまだマイナーなものである。このことは、第 21 表、第 22 表の農業労働者側のデータにより示唆されているが、さらに収穫労働者を雇用する農家側のデータによっても確かめられる(第 25 表)。村の水田の八割以上がフヌサン・システムによって収穫されている。特に大経営の場合、九割以上の面積に

第26表 ガマ・システムの普及

(単位：戸)

	ガマ・システム採用開始 農家数	労働者 被雇開始 世帯数
1966～69年	5	1
1970～74	7 ¹⁾	17
1975～77	10	9
不明	2	6
計	24	33

注. 1) 現在ふたたびフヌサン・システムに戻っている農家2戸を含む。

ついでに収穫をフヌサン・システムによって行っている。小農の経営地については、ガマ・システムが二割強普及しているが、まだ七割がフヌサン・システムによって行っている。また、零細規模小農の多さを反映して、7%の面積が家族労働によって収穫されている。⁵⁴⁾ いずれにしても、フヌサン・システムとガマ・システムが混在していると言わねばならない。

ガマ・システムがこの村に導入されたのは一九六〇年代後半であり、それ以降、種子・肥料技術の定着と共に、採用農家数は漸次増加してきた(第26表)。

前稿で明らかにされたように、収穫労働制度を、伝統的なフヌサン・システムからガマ・システムへと変化した要因は、労働の限界生産力と支払賃金との間に生じた乖離に求められるであろう。伝統的・静態的な農業が行われ、ヘクタール当たり収量が低く、労働が現在よりも相対的に希少であった時代には、フヌサン・システムにおける収穫物の六分の一という収穫者シェア^{II} 現物賃金は収穫労働の限界生産力と見合ったものであったであろう。しかし、一方で新技術の導入により水稻作の生産性が向上し、他方で人口増加の結果労働の希少性が低下するに伴い、六分の一という収穫者シェアは、収穫労働の限界生産力を上回り、それらの間の乖離を増大させたであろう。ガマ・システムは、不払い除草労働を収穫労働に追加することにより、そこに生じた乖離を埋めようとするものであった。

S村においても、伝統的な収穫制度は、他の地域と同じく、フヌサン・シ

システムであった。ただ、それがP村のものと異なる点は、収穫者シェアが、雨期作五分の一、乾期作六分の一と、作期によって違っていたことである。雨期作のシェアが五分の一と高かったのは、S村の水田がラグナ湖に面した低湿地帯にあり、雨期作が不安定かつ低収量であったという事実によるものであろう。現在も雨期作の収量は乾期作に比べて低いが、収量水準自体は、乾期作と共に増大してきた(第5表)。かかる状況下で、伝統的フヌサン・システムが現在でも大農をはじめ多くの農家によって採用されており、ガマ・システムの普及が他の地域に比して遅れている。しかし、そのことは、S村において、収穫者シェアと収穫労働の限界生産力との間に乖離が生じていないということを意味するものではなく、また、S村の農家が、この乖離を埋めようとしていないということの意味するものでもない。S村で生じている収穫労働制度の変化は、フヌサン・システムからガマ・システムへの移行という形でよりも、フヌサン・システムの下で、より直接的に、その収穫者シェアを切り下げる、という方向で起こっているのである。

一九七五年に、村内の大経営はフヌサン・システムの収穫者シェアを、在来の水準から、雨期作七分の一、乾期作八分の一へと引き下げた。それ以降、小農の中からこれに追隨する者が現われ、収穫者シェアの引き下げが起きている。

この大農による収穫者シェアの引き下げは、それに収穫労働者として雇用される農業労働者あるいは零細規模小農の激しい敵意によって迎えられた。そのことは、大農が一九七五年にこの切り下げを断行した時、彼らの圃場の稲が夜間にしばしば引き抜かれるという事態が発生し、多くのファーム・ガードを監視に立てねばならなかった、というエピソードからも推測される。このような収穫労働者達の抵抗にもかかわらず、大農があえてシェアの引き

第 27 表 小農：收穫者シェア水準別，收穫労働雇用形態別農家数（1977年乾期作）

収 穫 者 シェ ア (乾期作，雨期作)	フヌサン 採用農家	フヌサン ・ ガ マ 併用農家	ガ マ 採用農家	家族労働力 のみによる 農家 ¹⁾	計
	戸	戸	戸	戸	戸 (%)
($\frac{1}{8}$, $\frac{1}{8}$)	—	—	1	—	1 (2)
($\frac{1}{4}$, $\frac{1}{8}$)	10	1	4	2	17 (33)
($\frac{1}{4}$, $\frac{1}{4}$)	4	7	1	1	13 (25)
($\frac{1}{8}$, $\frac{1}{4}$)	12	4	2	3	21 (40)
計	26	12	8	6	52 (100)

注. 1) 家族労働のみによって収穫した農家も，家族員が，ガマ・フヌサン労働者として収穫に参加するという形をとっており，收穫者シェアが存在する。

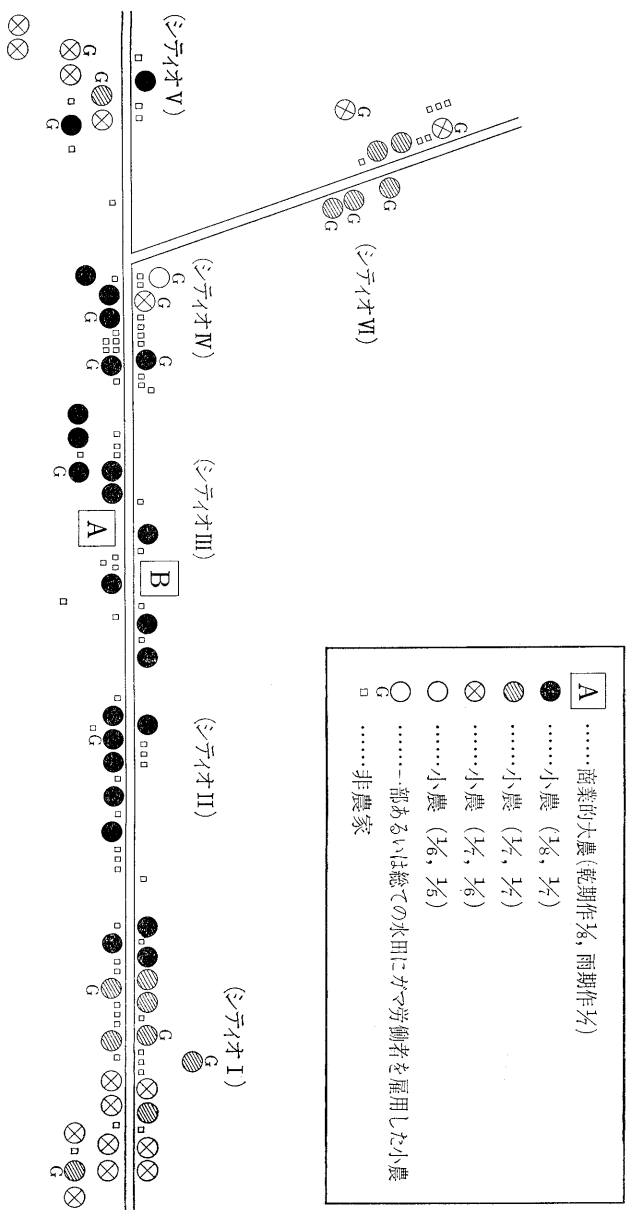
下げを行い得たのは、村内の労働需要における独占的地位に基づく、彼らの交渉力の圧倒的強さによるものである。

小農の、收穫者シェア引き下げにおける、大農への追従は、かなりのラグを伴っており、まだ六割の農家が伝統的なシェア（乾期作六分の一、雨期作五分の一）と大農が採用しているシェア（乾期作八分の一、雨期作七分の一）との中間的なシェアに留まっている（第27表）。

小農の收穫者シェアの在来的水準から大農の水準への調整におけるラグは、大経営との地理的な距離に密接な相関を示している（第五図）。大農が居住するシテイオ、およびそれに近いシテイオほど、規模にかかわらず（ $\frac{1}{8}$ ・ $\frac{1}{4}$ ）というシェアを採用する小農が多く、そこから遠ざかるほど、高いシェアを維持している農家が多くなっており、收穫者シェア引き下げにおける大農の先導性と、その制度的変化が小農に伝播していく過程を示すものとして興味深い。

第27表でもう一つ注意しなければならないことは、フヌサン採用農家だけでなく、ガマ採用農家でも收穫者シェアの引き下げが起きていることである。即ち、P村のように伝統的收穫者シェアを維持しつつガマ・システムに移行するのではなく、同時にシェアの引き下げを伴っている。勿論、同一の

第5図 収穫者シェアとガマ採用農家の分布（1977年乾期作）



第28表 収穫者シェアの総収量に
対する百分率¹⁾

	大 農	小 農
ガ マ	15.6	16.3
フ ヌ サ ン	12.5	13.2
計	12.7	14.0

注. 1) 脱穀機に対する支払いを調整する以前の粗収穫者シェアである。

シェアでガマ労働者を雇うのとフヌサン労働者を雇うのでは、農家にとっては前者が有利であり、収穫労働者にとっては後者が有利であることは言うまでもない。低いシェア、例えば $(\frac{1}{8} - \frac{1}{4})$ ⁽⁵⁵⁾でガマ労働者を雇用する場合、不払い除草労働に対する報酬として、規定のシェア以上にボーナスが支払われる。この場合のガマ・システムは、収穫労働の限界生産力と収穫者シェアとの間に生じた乖離を埋める方法として、シェアの引き下げと、不払い除草労働の追加という二つの方法を併用していることになる。

ガマ労働者に対するこのようなボーナスも加えて、現実には収穫労働者に支払われた収穫者シェアの、総収穫に対する比率を計算したものが第28表である。予測通り、フヌサン・システムの比率はガマ・システムに比して低く、また、大農の比率は、フヌサン・システムについてもガマ・システムについても、小農の比率より低くなっている。

以上のような、大農・小農それぞれの収穫労働制度に対する対応が、収穫労働の限界生産力と収穫者シェアとの間に生じた乖離を埋めるものとなっているかどうかを確かめるため、市場賃金率を用いて労働費用を帰属計算し、実際の収穫者シェアとの比較を試みた(第29表)。大経営の場合、ガマ・システムにおいても、フヌサン・システムにおいても、労働の帰属費用は現実の収穫者シェアにほぼ一致している。小農の場合、ガマ・システムについては、これらがほぼ等しい水準にあるが、フヌサン・システムでは、収穫者シェアが労働の帰属費用を大きく上回っている。

これらの事実は、市場賃金率が労働の限界生産力に等しいという仮定の下で、大経営の場合、収穫者シェアを引き下げることにより、収穫労働の限界生産力を現実に労

第29表 ガマ・システム、フヌサン・システム：収穫者シェアと
労働帰属費用の比較¹⁾

	大 農	小 農
ガマ・システム		
ガマ労働者労働投入日数 (人日/ha)		
除 草	17.4	18.7
収穫・脱穀	18.9	34.7
(1) 同上帰属費用 (ペソ/ha) ²⁾	366.0	566.0
ガマ労働者現実収穫シェア (カバン/ha)	7.7	12.0
(2) 同上帰属価値 (ペソ/ha) ³⁾	369.6	576.0
(2)-(1)	3.6	10.0
フヌサン・システム		
フヌサン労働者労働投下日数 (人日/ha)		
収穫・脱穀	31.4	30.0
(3) 同上帰属費用 (ペソ/ha) ²⁾	376.8	360.0
フヌサン労働者現実収穫シェア (カバン/ha)	7.8	10.1
(4) 同上帰属価値 (ペソ/ha) ³⁾	374.4	484.8
(4)-(3)	- 2.4	124.8

注. 1) 収穫に雇用された労働者側のデータに基づく。

2) 市場賃金率で帰属 (日雇い賃金：除草=8.0ペソ, 収穫・脱穀=12.00ペソ)。

3) 市場価格=農家受取米価 (1 カバン=48ペソ) で評価。

労働者に支払われる収穫者シェアは現物賃金と等しくすることに成功していることを示唆している。小農経営の場合は、収穫者シェアの引き下げとガマ・システムの導入により同様の調整を行おうとしているが、特に、フヌサン・システムのまま、収穫者シェアの引き下げによって対応しようとしている農家については、調整が完了していないことが示されている。

注(48) 農業労働者世帯の一世帯当たり平均家族員数は五・七一人であり、通常、世帯主とその配偶者を可働人員として持つ。これら可働人員一人につき一シーズン一五〇日が可働日数であるとする。水稲作雇用は、農業労働者一世帯当たり可働人日の約四割を吸収していることになる。一方農業雇用賃金は、第4表で見たように、農業労働者世帯平均所得において約六割のウェイトを占めている。このことから、農業労働者にとって、農業雇用機会が、他の就業機会と比して、相対的に重要なものであることが分る。

(49) 耕起・整地作業で、農家が賃耕に頼る場合、動力耕耘機所有者と農家の間の関係はバキヤウ（請負）となるが、農業労働者は、オペレーターとして、これら耕耘機所有者に、ウバハンとして雇用される。

(50) 耕起・整地作業については大経営の方が賃金率が高くなっているが、これは、小農の場合、耕耘機一台につきオペレーターを二人雇用し、一日一〇ペソずつの賃金を支払うケースが多いのに対し、大経営では、オペレーター一人に耕耘機を操作させ、一日一五ペソの賃金を支払うケースが多いためである。

(51) 米以外では、乳飲み子を抱えた女性労働者で、粉ミルクを与えられたケースがある。

(52) 現に、一九七八年に、近隣の村からS村の大経営の一つに雇用された農業労働者達が、現物賃金としてもらった米が粗悪品で食用にならないと怒り、農地改革事務所に訴えて、払い直させるという騒ぎがあった。この話は噂として聞いたもので、その真偽を確かめたわけではないが、ここで重要なことは、大経営に雇用されている農業労働者達の多くが、この様な賃金支払い形態を含めて、彼らの雇用条件について大経営に対して不満を持っている、ということである。実際に大経営の雇用条件が不正かどうかは別にして、多くの農業労働者が、他の小農経営における雇用条件との比較で、大経営のやり方を正当(legitimate)でないと感じており、そのことが、何かをきっかけとして、農業労働者が大経営に対して抗議的な行動に出る素地を作っているように思われる。東南アジア諸国の農村における道徳的正当性 (legitimacy) の概念については Scott [9]。

(53) 大農の話では、この掛売りについて利子は付していないという。

(54) 戸数で見ると、五二戸の小農のうち、ガマ・システムのみによる農家八戸（一五％）、ガマとフヌサンを併用している農家一二戸（二三％）、フヌサン・システムのみによる農家二六戸（五〇％）、家族労働のみによる農家六戸（一二％）となっている。

(55) ボーナスの支払い方として代表的なのは、収穫者に対するシェアを測る際（パネガと呼ばれる木製の箱——三分の一カバン相当の大きさを持つ——を用いて測るのが普通である）、すり切りにせず、山盛りにし、さらに、除草・収穫された水田一枚につき、石油かん一杯（四分の一カバン相当）を追加する、というものである。この方法からも分るように、ボーナスの量はかなりフレキシブルで、状況によってその量が増減される。

六 制度的変化の方向を規定する要因

以上前章まで、両極分化型農村S村の実態を明らかにしてきた。限られた土地に対する人口圧力の増大、種子・肥料技術の普及・定着、農地改革の実施、という、P村で経験され、そこでの制度的変化を誘発する要因となった基本的な経済的与件変動は、S村においても等しく観察され、制度的変化の誘因として共通に作用している。しかし、両者における制度的変化の具体的態様は、大きく異なっている。

S村では、過去一〇年間に、一方の極として、二人の小作大農の手に次第に耕地が集中し、他方の極として、多くの零細小農・農業労働者が堆積されてきた。経営耕地の分布における不平等は強まり、現在では、僅か三つの大経営に、村の耕地の六〇%が集中している。そして村の世帯の半分以上が、大経営に雇用されることによって生活する土地なし労働者によって構成されている。一部小農の中で、中間地主化による農地保有の重層化を含みつつも、大局的には、両極分化の深化する過程であった。

収穫労働制度における変化の方向も、農業労働者を一種又小作的なものとして雇用していくガマ・システムではなく、伝統的なフヌサン・システムのまま、その収穫者シェアを引き下げる方向で起こった。これは、収穫労働者を、土地と切り離された単なる労働者として押し留めるものであり、それでも両極分化の方向が貫徹していると言えよう。

S村において、かかる両極分化を促進した要因は何か。

農地保有における両極分化を促進した要因を、大経営の小経営に対する経済的優越性に求めることは出来ない。

第四章で明らかにされたように、S村の稲作生産において、大経営と小経営の技術的差異は認められない。両者は共に一〇〇%改良品種を採用しており、肥料投入水準においても、耕起・整地、田植え、除草、收穫等の農作業においても、技術的差異は見られない。労働投入の面でも、直接的労働投入に殆ど差は認められない。これらの相似性の結果として、ヘクタール当たり水稻収量も同じレベルにある。要するに、技術構造、要素投入構造において、大経営と小経営間に実質的な差は存在せず、その意味で、商業的大経営といっても、小経営を無数に寄せ集めたものにすぎない。⁽⁵⁶⁾

むしろ逆に、大経営は膨大な雇用労働を管理・監督するために、多くの間接的労働投入を必要としており、また、脱穀過程で小型動力脱穀機に依存する程度が高いため、より多くの資本費用を要している点で、小経営より経済的に不効率な面を持っている。

しかし他方、大経営は、その独占的立場から、労働市場においては相対的に低い労賃で労働者を雇用し、また、土地貸借市場にあつては小農より低い小作料水準を享受している。かくて、大経営の経済的不効率は、独占者としての相対的有利性と相殺し合い、単位面積当たり経営者剰余について、大経営と定額小作地を経営する小農経営は、実質的に同じ水準にある。

従つて、経済的収益性の面に大経営化への誘因を求めることは出来ない。何故なら、経済的地代と支払地代の差額としての経済的剰余は、経営規模を拡大することによってではなく、耕作権保有面積を拡大し、それを又小作に出すことによつても稼得出来るのであり、剰余の実現に関して、両者の間の選択は無差別であると考えられるからである。

では、共通の経済的変動により制度的変化が誘発されているS村とP村において、一方では両極分化に向かい、他方では、小規模経営という枠組みは不変のまま、農地保有制度の重層化に向かうのは何故であろうか。

このように対照的方向に制度的変化を向かわせる要因は、両者の村落構造における差異に求めざるをえないであろう。

まず第一に、S村は、地主のイニシアティブによる組織的開発によって拓かれたハシエンダ・バリオであり、土地所有分布は村の成立期から、大きく片寄っていた。また当初より地主直営地が存在したため、経営地分布も片寄ったものであった。この点において、地主の土地所有規模が零細で、村の形成も組織的なものではなく、自生的なものであったP村と対照的である。従って、S村の村民は、P村の村民に比して、当初より大経営の存在と、その影響力に慣れていたかもしれない。

第二に、S村は一九三〇年代以降に成立した新しい村で、雑多な地域から流入してきた、多くの移住第一世代によって構成されている。それに対し、P村の歴史は相対的に古く、村の成立は前世紀後半までさかのぼる。このような歴史の新しさは、S村における親戚関係の網の目を、P村と比較して、はるかに粗いものにして⁽⁵⁷⁾いる。

第三に、S村は、P村と同様、水稻作モノカルチュアといってよい村であるが、村民の多くは水稻作以外に他の雑多な就業機会に従事しており、それが村民の職業構成を多様なものとし、また雇用の村内完結性を低くしている。そしてこのことが、村における人の移動性を極めて高いものになっている。焼畑、あひるの移動飼い、あるいはその他の出稼ぎのため、長期間村をあけて他出する世帯が多く、また、大経営が存在するため、農繁期を中心に、大量の労働者が外部から村内に流入する。これに対し、農業労働者世帯もガマ・システムを通じて村の水田に結び

つけられているP村の場合、雇用の村内完結性が高く、人の動きは相対的により落ち着いたものとなっている。

これらの、歴史的成立過程の特殊性に基づくS村の特徴は、全体として、伝統的な相互扶助の慣行を核とする村落社会の連帯性の成立を阻害し、それをP村に比して弱いものになっている。

かかるS村とP村の村落構造における差異は、変化に係わる社会的費用の水準を規定することを通じて、同一の経済的与件変動によって誘発される制度的変化の方向を規定するであろう。

既に述べたように、定額小作農が自己の保有地の一部あるいは全部を又小作に出せる条件は、又小作が農地改革事務所に訴え、自分を排除するような行動に出ない、という倫理的信頼関係が相互に成立していることである。P村のように相対的に村落の連帯性が強い村にあっては、村民間にかかる信頼関係が成立しやすく、又小作化の進展は、親戚・隣人関係を越えて村落内全般に広がりを持ち得る。しかしS村の場合、又小作関係は、小農の間でのみ、しかも倫理的信頼関係が成立しやすい親子、あるいは親しい隣人間に限定して観察される。そうした信頼関係はるか外側に存在する大農にとって、自己の経営地の一部を農業労働者や小農に又小作に出すことは大きな危険を伴う。⁽⁵⁸⁾

伝統的な村落社会の構成要素としては全く異質なものである大経営の存在は、村内における生産・消費生活の多くの局面において、村民の伝統的な倫理的正当性の概念と抵触しており、それに対する敵意が常に潜在している。⁽⁵⁹⁾

このような潜在的な敵意は、収穫者シェアの引き下げが行われたり、粗悪な米が現物賃金として支払われたりする時に、それに対するリアクションとして顕在化する。このような環境は、大農にとっての又小作化に伴う取引費用(transaction cost)、特に又小作契約の遂行に係わる監督費用(enforcement cost)を禁止的な高さに引き上げる

ものである。⁽⁶⁰⁾ この取引費用に比べれば、多少の管理的間接労働を必要とするにしても、雇用労働を用いつつ自ら大規模農場を経営する取引費用の方が相対的に安いであろう。大農をして、自己の保有地を又小作化する方向ではなく、大経営として自ら経営する方向を選択させしめた背後にあるものは、同じ経済的剰余を実現するに当たって、それぞれの方法が持つ取引費用の相対的大小関係であろう。

村落構造がより等質的で村民相互の關係が緊密なP村の小農にとって、又小作化の取引費用は低い。さらに、又小作化は、村内で増大する農業労働者に水田耕作のチャンスを与えることになり、小作と又小作の間に恩情的パトリオンクライアント關係を成立させるものである。これは、中間地主化する小作農にとって、村内における自らの地位を高め安定化することにつながり、又小作化に伴う費用を一層低いものとするであろう。⁽⁶¹⁾ 逆に、自らの規模が大きくない村内のどの農家にとっても、村の伝統的慣行を逸脱することに対する他の村民からの規制・反作用は無視出来ず、一定限度を越えて大経営化を押し進めようとすれば、それに伴う取引費用は加速度的に増大し、又小作化に伴う費用を大きく上回るものとなってしまふであろう。

収穫労働制度の変化の方向におけるS村とP村の差異も同様にして説明出来るであろう。

収穫は、伝統的に雇用労働に全面的に依存すべき作業とされてきており、農業労働者にとって最も重要な雇用機会として、農村におけるレシプロシティの重要な一環を形成している。そしてこの収穫作業における伝統的雇用形態はフヌサン・システムであった。このように村落社会に深く根づいたフヌサン・システムにおいて、その収穫者シェアを引き下げるということは、一つの大きな制度的変革である。S村の大農が収穫者シェアの引き下げを宣告した時、夜間に彼らの圃場が荒されたという事実は、フヌサン・システムにおける伝統的シェアを引き下げること

に伴う費用が決して低いものでないことを示している。村の労働雇用において独占的交渉力を持つ大農にしてはじめて、このような費用を負担し内部化することが出来るであろう。

収穫者シェア引き下げの費用が大農によって負担されており、従ってそれに関してある程度フリー・ライダーとなりうるS村の小農においてすら、収穫者シェアの小農水準から大農水準への調整は大きなラグを持っている。村落の連帯性がより強く等質的なP村においては、収穫者シェア引き下げに伴う費用は、個々の小農にとって相対的に高いものとならざるを得ない。

P村においてもS村においても、除草作業は、種子・肥料技術の定着に伴い、最も労働投入量の増加が著しい作業であるが、その集約度は、現在ヘクタール当たり三〇ないし三五人日である。ガマ・システムを採用する場合、そのうち二〇人日前後がガマ労働者によって遂行される。このガマ労働者による不払い除草労働は、小農の場合、全く農家の監督なしに行われる。村民の連帯性が強く、農家とガマ労働者がパーソナルな信頼関係にあるP村にあっては、農家はガマ労働者が確実に除草作業を遂行することを期待出来るであろう。またP村のガマ・システムにおいては、農家とガマ労働者の間で契約がなされると、その関係は土地を媒介にして固定的・長期継続的になる傾向が強い。⁽⁶²⁾これらのことは、農家にとってガマ・システムの取引費用が、監督費用(enforcement cost)の面でも交渉費用(negotiation cost)の面でも共に、低いということを意味している。

また、一般的に労働は豊富であるといっても、収穫期のような労働需要のピークには、農家にとって適期に必要なだけ収穫労働者を雇用する上で、全くリスクが伴わないわけではない。⁽⁶³⁾ガマ・システムの採用は除草作業の段階で収穫労働者を確保させるものであり、農家はこの面でのリスクを克服することが出来る。

さらに、ガマ・システムは、不特定多数のフヌサン労働者に対してではなく、村内の特定の農業労働者に対して排他的に収穫作業へ参加する機会を与えるものである。それを採用することは、農家にとって、村内に堆積され増加する農業労働者層との間に、より特定のなパトロン・クライアント関係を成立させることになり、村内における自らの存在をより安定的なものにするであろう。逆にガマ労働者として雇用される農業労働者にとっては、ガマ・システムは最も重要な雇用機会である収穫作業に確実に参加し、従来と同じ収穫者シェアを得ることを保証するものである。

これらの点は、P村のような村落構造を持つ村にあっては、ガマ・システム導入に伴う費用が、フヌサン・システムの収穫者シェアを引き下げることに伴う費用よりも低いものであることを示唆している。かかる制度的変化に伴う費用の相対的低さが、P村においてガマ・システムを急速に普及させた要因であろう。

これに反してS村の大経営の場合、ガマ・システムの取引費用はP村のそれに比して高いものとならざるを得ない。ガマ契約は通常、農業労働者あるいは零細小農の家族を単位としてなされる。ガマ労働者の家族が除草と収穫を請け負う面積は、一契約当たり平均〇・一ないし〇・二ヘクタールである。⁽⁶⁴⁾ このことは、八〇ヘクタールを経営する大農の場合、実に四〇〇ないし八〇〇世帯のガマ労働者を雇わねばならないことを意味している。それらのガマ労働者を家族単位で各プロットに割り付けていく作業は煩雑極まりないものとなる。ガマ雇用関係が固定的・安定的で、この割り付けに要する交渉費用がゼロに近いP村の場合と異なり、住民の流動性が高いS村の大農の場合、これを作期ごと、あるいは一作期内についてさえやり直さねばなくなる可能性がある。

もとより、かかる交渉費用は、フヌサン・システムという枠組みを変更しない限り、ガマ・システムを採用しな

くても収穫期に生ずるものである。ここでの問題は、これら数百家族によって遂行される不払い除草作業を如何に管理するか、ということである。農業労働者・零細小農との関係が、よりイン・パーソナルなものとなっているS村の大農にとって、ガマ労働者に不払い労働による除草作業を確実に実行させるためには、一定の監督を必要とするであろう。⁽⁶⁵⁾しかし個々バラバラにガマ労働者の家族によって行われる除草作業を監視することは極めて困難であり、それに要する監督費用は高いものとならざるを得ない。それに比較すれば、三〇〜四〇人、多いものでは五〇人から成るカビシリヤ・グループによる作業を、カティワラ・カビシリヤを通じて管理する方がはるかに容易であろう。除草作業と前後して、あるいはそれと並行して、肥料・農薬散布、あぜ清掃・補修等の作業が行われており、これらはカビシリヤに率いられた労働者グループによって遂行されている。これらの作業の中間に、ガマ・システムのように他と異質な雇用形態が入り込むことは、労働管理過程をより複雑なものとする。むしろ他の作業と同様な労働雇用形態を除草作業にも採用し、斉一的に管理する方が効率的であり、労働の監督費用が安くつくであろう。かくて、S村の大農にとって、ガマ・システムに附随する取引費用はフヌサン・システムの収穫者シェアを引き下げることによって生ずる一時的費用よりも大きく、そのことが彼らをして、収穫制度をめぐって生じた不均衡を解消するに当たって、後者の方向をとらせた要因であろう。⁽⁶⁶⁾

注(56) 注(38)で示されたように、小農経営について計測された生産関数は規模に関する経済性を、全く顯示しない。

(57) S村の世帯を、その姓によって整理し、姓の数の世帯数に対する比率を求めると六七%となる。これに対し、P村におけるその比率は四一%であり、村内の世帯で親戚関係にあるものがより多いことを示している。

(58) P村では過去に二件、又小作農が農地改革事務所に訴えて、中間地主たる定額小作農を排除したケースが報告されている。これらのケースは共に、村外の中間地主との間で起こっており、しかも、又小作農は、中間地主が彼らの意図に反し

て又小作地を取り上げようとしたことを契機に、このような行動に出ている。このエピソードは、村外の間地主との間には相互に信頼関係が成立しにくく、また、又小作農は、村民が相互に守るべきであると考えた倫理的信頼関係を、一方的に相手方によって破られた時に、それに対抗する行動に出ることを正当であると感じた、ということを示唆している。

- (59) このような村民の大経営に対する敵意あるいは反感は、例えば農業労働者到大農の賃金あるいはその支払い形態を聞いた時、大農が主として用いている動力脱穀機に対する賃料支払いの方法を聞いた時、あるいはまた、小農に彼らの収穫者シェアの支払い方の大農との違いを尋ねた時等に、彼らがそれに対して答える答え方の中にしばしば表出された。第一の点に関しては、既に触れたように大農の支払賃金が低いこと、食事がつかないこと、労賃の一部が大農のサリサリ・ストアの商品で代替されること等についての不満である。第二の点は、動力脱穀機に対する賃料の支払い方が小農と大農で違うという点である。普通小農の場合脱穀機を賃借するとそれに対する支払いは小農と収穫労働者の間で等分に負担されるが、大農の場合この賃料は総て収穫労働者の収穫者シェアの中から支払われる。小農の場合の支払方法しか頭がない筆者に対して、近くに落ちている小石を八個集めて、大農のケースでは如何にそれが異なっているかを説明してくれた農業労働者の態度には、強い憤懣が感じられた。第三の点は注(55)で触れた収穫者シェアの測り方に関するものである。これを説明してくれた農家の一人は、自分達小農の場合、この測り方が大農のそれに比較して如何に寛大であるかを繰り返し強調した。これらの点は、個々の具体的内容は別にして、村民が、村落の伝統的慣行と合致しない大農のやり方に、多くの不満を持っていることを示している。

- (60) ここで取引費用とは、ある契約的關係に伴う費用で、契約の交渉(negotiation)とその契約を完全に実施(enforcement)するに要する費用から成っていると考えている。取引費用が契約形態の選択を規定する關係は、Cheung[7]参照。この論文で Cheung は、リスクと取引費用の存在が如何にして契約形態の選択を規定するかを、農業における小作形態を例にとって論じている。ここでは、そのうち取引費用のみに注目している。

- (61) 東南アジアの農村におけるパトロン・クライアント關係(patron-client bond)については Scott[15]、[16]。スコットがこれらの論文で問題にしているパトロン・クライアント關係は、主として地主と小作との關係であり、この感情的な關係が風化し、小作小農の生存倫理(subsistence ethics)が犯される時、パトロン・クライアント關係はその正当性を失い、小農の反抗が呼び起こされる、ということが議論されている。ラグナ州のP村に代表される米作農村では、特に農地

改革政策が強化されて以降、従来の地主―小作農間のパトロン―クライアント関係に代わって、(定額)小作農―農業労働者間に、新しいパトロン―クライアント関係が形成されつつあるように思われる。この新しい関係にも、スコットの論理は同様に適用可能であろう。

(62) 本稿注(5) 参照。

(63) 適期に収穫労働者を雇用する必要性は、成育期間が短い改良品種の導入と共に、特に雨期において高まった。成育期間が一五〇日前後と長い在来品種の場合、雨期作の収穫期は、雨期があけて乾期に入った頃(ラグナ州の水田地帯の場合一月から一二月にかけて)になる。しかし成育期間が一二〇日前後と短い改良品種を作付けた場合、雨期の間に収穫期を迎えることになる。収穫された穀を雨に濡らすと品質が低下し、価格も大きく落ち込む。それを避けるため、雨期作の収穫ではタイミングがより重要なものとなる。

(64) P村のガマ・システムの契約内容については、菊池〔1〕、六四―六五頁参照。S村のガマ・システムについても、一件当たり契約規模をはじめ、その具体的内容は、P村のそれと全く同様である。

(65) S村の大農も僅かではあるが(経営地の八%)、ガマ・システムを採用している。これらのガマ労働者は、大農の作業別カビシリヤを勤める者等、大農に信頼されていると考えられる家族が多い。

(66) S村の大農といえどもフヌサン・システムという伝統的な分益制収穫制度の枠組みを変更してはいない。第四図で見たように、耕起・整地から収穫に至る稲作の農作業で、最終段階の収穫作業の労働雇用形態だけが他と異質なものとなっている。ガマ労働者を除草段階で各プロットに割り付ける作業は極めて煩雑なものとなるが、それは収穫時にフヌサン労働者にプロットを割り当てる場合も同様である(この村のフヌサン・システムは伝統的なそのように誰にでも開かれたオープンなものではなく、完全に農家によってコントロールされている。フヌサン契約一件当たりの収穫面積規模は、ガマ・システムのそれとはほぼ同じである)。この割り付けにかかる交渉費用の大きさは、将来S村の大農をして、フヌサン・システムの枠組みを変更し、収穫労働者を日雇賃金労働者(ウパハン)に置き換えるという行動をとらせるに十分なものかもしれない。現に、隣のT村の地主大経営では、一部の収穫がウパハンによって代替されはじめている。

しかし、収穫・脱穀作業は最も労働者を監督することが難しい、即ち、労働の監督費用の高い、作業である。フィリピンの米作農村では、伝統的に、収穫労働者がかなりの落穂を残し、それが村の最も貧しい層の所得源としてビルト・イン

されている（例えば、高橋〔2〕、一一四～一一五頁。このような落穂拾いを行っている家族は、P村にもS村にも存在している）。落穂は、刈り取りの段階と脱穀の段階の二段階で発生する。S村の大農が、その脱穀を、収穫労働者の手脱穀によらず、殆ど小型動力脱穀機によっている理由の一つはここにあると考えられる。いずれにしても、このような落穂以外にも、収穫労働者による穀の直接的盗奪等が起こる可能性は、特にS村のような村落構造を持つ村においては、高いといわねばならない。収穫労働制度における刈分けの労賃支払い方法は、こうした面での労働の監督費用を引き下げる作用を持っている。

今後、S村の大経営において、フッサン・システムがウパハン・システムに置き換えられるか否かは、大農と農業労働者の力関係をも含めて、それらのシステムに附随する取引費用の大小関係に依存していよう。

七 結 語

以上本稿では、両極分化が進行しつつあるラグナ州の一米作農村S村を取り上げ、そこでの農地保有制度と収穫労働制度の変化の実態を明らかにし、さらに前稿P村の事例との比較において、制度的変化の方向を規定する要因について若干の分析を試みた。

両村とも、人口圧力の増大、技術進歩、農地改革政策の存在、という共通の基本的要因によって制度的変化が誘発されているが、変化の具体的態様は大きく異なるものであった。制度的変化の誘因は同一でも、その変化の方向は多様でありうる。

そして、制度的変化の方向は、変化が起こる村落の歴史的条件・社会的構造における差異によって規定されている。S村とP村の比較研究は、異なった歴史的条件によって創出された異なった村落社会構造が、代替的制度的変化に伴う社会的費用の水準を規定することを通して、一つの社会における具体的制度的変化の選択を規定している

關係を明らかにするものであった。

本稿の冒頭で触れたように、少なくともラグナ州の水田地帯においては、S村あるいはT村のような両極分化型の米作農村は例外的な存在であり、P村型の農村の方がより一般的なものではないか、というのが現在までの我々の觀察である。しかし、言うまでもなく、村落の歴史的条件はあらゆる村落について異なっており、それに伴って村落の社会的構造も無限の多様性を持つであろう。同じ水田地帯の、しかも距離的にもごく近い、狭いローカリティーの中で、S村とP村の事例のように極めて対照的な変化の態様が觀察される、という事実に着意しておく必要があるであろう。さらに広い広がりを持つフィリピン農村における制度的変化の多様な実態を明らかにしていくためには、さらに多くの事例研究が積み上げられねばならない。

また、本稿でなされた制度的変化の方向を規定する要因についての議論は、あくまで試論的な域を出るものではない。より厳密な理論的枠組みの下に、農村における多様な制度的変化の普遍的メカニズムを明らかにしていくことは、開発途上国における農村開発を進めていく上でこれら農村が経験しつつある制度的変化が如何なる含意を持っているかを明らかにしていくことと共に、今後課題として残されている。

【引用文献】

- 〔1〕 菊池眞夫「フィリピン農村における制度的変化——ラグナ州一米作農村の事例分析——」(『農業総合研究』第三三卷第三号、昭和五三年七月、一七七頁)。
- 〔2〕 高橋彰『中部ルソンの米作農村——カトリナン村の社会構造——』(アジア経済研究所、一九六五年)。
- 〔3〕 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』(アジア経済研究所、一九七六年)。

- [4] 梅原弘光「フィリピン米作農村の社会経済構造——中部ルソンにおけるハシエンダバリオの事例調査——」(滝川勉、斎藤仁共編『アジアの土地制度と農村社会構造』、アジア経済研究所、一九六八年、二四三～二八一頁)。
- [5] 梅原弘光「中部ルソンのハシエンダ・バリオ——ヌエバ・エシノ州サン・アングレス村の事例研究——」(Ⅰ)、『アジア経済』第一三巻第九号、一九七二年、九〇二八頁、および第一三巻第一一号、一九七二年、六三二八四頁)。
- [6] Barker, R. and V.G. Cordova, "Laor Utilization in Rice Production", in *Economic Consequences of the New Rice Technology*, Los Baños: International Rice Research Institute, 1978, pp. 113-131.
- [7] Cheung, S. N. S., "Transaction Costs, Risk Aversion, and the Choice of Contractual Arrangements", *Journal of Law and Economics*, Vol. 14, April 1969, pp. 23-42.
- [8] Hayami, Y. in association with M. Kikuchi, P. F. Moya, L. M. Bambo and E. B. Marciano, *Anatomy of a Peasant Economy: A Rice Village in the Philippines*, Los Baños: International Rice Research Institute, 1978.
- [9] Hollnsteiner, M. R., "Reciprocity in the Lowland Philippines", in Lynch, F. and A. de Guzman II ed., *Four Readings on Philippine Villages*, Quezon City: Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University Press, 1970, pp. 65-88 (マラー・R. ホルンスタイナー編、山本まつよ訳『フィリピンのこころ』、文遊社、1977年、所収)。
- [10] Kerkvliet, B. J., *The Huk Rebellion: A Study of Peasant Revolt in the Philippines*, Berkeley, University of California Press, 1977.
- [11] Kikuchi, M., N. Fortuna, L. M. Bambo and Y. Hayami, *Polarization of a Laguna Village*, International Rice Research Institute, Ag. Economics Department Paper No. 77-11, 1977 (mimeo).
- [12] Lynch, F., S. J., "Big and Little People: Social Class in the Rural Philippines", in Hollnsteiner, M. R., Chi-

- ong, Paglinawan and Villanueva ed., *Society, Culture and the Filipino: Third Edition*, Vol. 2, Quezon City: Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University, 1975, pp. 181-189 (マテリ- R. ホルンスタイン編, 山本まつよ訳『マテリ-のころ』, 文遊社, 1977年, 所収).
- [2] McLennan, M. S., "Land and Tenancy in the Central Luzon Plain", *Philippine Studies*, Vol. 17, October 1969, pp. 651-682.
- [3] Pelzer, K. J., *Pioneer Settlement in the Asiatic Tropics*, New York: Institute of Pacific Relations, 1945.
- [4] Scott, J. C., "The Erosion of Patron-Client Bonds and Social Change in Rural Southeast Asia", *Journal of Asian Studies*, Vol. 32, No. 1, November 1972, pp. 5-37.
- [5] Scott, J. C., *The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*, New Haven and London, Yale University Press, 1976.

(参考文献)